

平成21年3月第1回八街市議会定例会会議録（第6号）

.....

1. 開議 平成21年3月19日 午前10時01分

1. 出席議員は次のとおり

1番 桜 田 秀 雄
2番 林 修 三
3番 山 口 孝 弘
4番 小 高 良 則
5番 湯 淺 祐 徳
6番 川 上 雄 次
7番 中 田 眞 司
8番 古 場 正 春
9番 林 政 男
10番 新 宅 雅 子
11番 横 田 義 和
12番 鯨 井 眞佐子
13番 北 村 新 司
14番 古 川 宏 史
15番 山 本 義 一
16番 京 増 藤 江
17番 右 山 正 美
18番 小 澤 定 明
19番 京 増 良 男
20番 丸 山 わき子
22番 山 本 邦 男

.....

1. 欠席議員は次のとおり

21番 加 藤 弘

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	長谷川 健 一
副 市	長	高 橋 一 夫
教 育	長	齊 藤 勝
総 務 部	長	山 本 重 徳
市 民 部	長	小 倉 裕
経 済 環 境 部	長	森 井 辰 夫

建 設 部 長	並 木 敏
会 計 管 理 者	伊 藤 はつ子
教育委員会教育次長	尾 高 幸 子
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
監 査 委 員 事 務 局 長	江 澤 弘 次
選挙管理委員会事務局長	加 藤 多久美
財 政 課 長	長谷川 淳 一
水 道 課 長	醍 醐 文 一
国 保 年 金 課 長	石 毛 勝
介 護 保 険 課 長	醍 醐 真 人
下 水 道 課 長	吉 田 一 郎
学校給食センター所長	石 井 勲
総 務 課 長	加 藤 多久美
厚 生 課 長	藏 村 隆 雄
農 政 課 長	浅 羽 芳 明
道 路 河 川 課 長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	河 野 政 弘

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	今 井 誠 治
主 査	水 村 幸 男
主 任 主 事	栗 原 孝 治
主 事	大 塚 真 紀

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第6号）

平成21年3月19日（木）午前10時開議

日程第1	議案第2号から議案第29号（議案第12号を除く）
	請願第21-1号
	委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（山本邦男君）

ただいまの出席議員は21名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

最初に、各常任委員会付託事件について、各委員長から審査報告書の提出がありましたので、配付しておきました。

次に、本日の欠席の届け出が、加藤弘議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程に入る前に、桜田議員に申し上げます。

3月2日における桜田秀雄議員の一般質問の発言中、不穏当と思われる言辞がありましたので、速記録を調査したところ、住民監査請求制度に関する部分については、不穏当な言辞であると認められます。

よって、発言の取り消しをすることを勧告します。

○桜田秀雄君

削除はできません。

○議長（山本邦男君）

勧告に応じていただけませんので、地方自治法第129条及び会議規則第80条の規定により、住民監査請求制度に関する部分については、発言の取り消しを命じます。

日程第1、議案第12号を除く、議案第2号から議案第29号及び請願第21－1号を一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務常任委員長、北村新司議員。

○北村新司君

総務常任委員会に付託されました案件8件につきまして、去る3月5日、6日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。若干審査内容についてご報告申し上げます。

議案第2号は、八街市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、統計法の改正により、統計調査に係る個人情報について「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の適用を除外する旨が規定され、本年4月1日施行となることにあわせ、本市の条例においても統計調査に係る個人情報を適用除外とする改正をするものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第3号は、八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に

についてです。

これは、管理職手当の額について年功的な処遇を改め、管理職の職務・職責に応じたものとなるよう、規則において管理職手当の額を定率制から定額制に改めるに当たり、本条例中の管理職手当の上限規定を改めるものです。

次に、本市の地域手当については、本条例において支給割合を５パーセントと定めておりますが、平成１９年度から財源確保のため、特例条例により３パーセントに減額しております。本市の厳しい財政状況から、今後においても本条例どおり支給することは困難な状況にあることから、国における地域手当の指定基準に基づき、本条例中の地域手当の支給割合を５パーセントから３パーセントに改めるものです。

審査の過程において委員から「管理職手当を定率制から定額制に変更することによる効果を伺う。」という質疑に対し、「約１９０万円強の歳出が削減できます。」という答弁がありました。

次に「地域手当の率を５パーセントから３パーセントに改めることによる効果を伺う。」という質疑に対して、「２パーセント削減することによりまして、全体で約６千万円の歳出が削減できます。内訳を申しますと、地域手当が約４千３００万円強、期末手当へのはね返り分が約１千１００万円、勤勉手当へのはね返り分が約５３０万円です。」という答弁がありました。

次に「近隣市の地域手当の状況を伺う。」という質疑に対して、「富里市は給与条例の本則は５パーセント、２０年度の支給率が１．５パーセントです。成田市は本則が１２パーセント、２０年度の支給率が９パーセントです。印西市は本則が８パーセント、２０年度の支給率が７パーセントです。白井市は本則が８パーセント、２０年度の支給率が５パーセントです。佐倉市、四街道市は本則、２０年度の支給率ともに８パーセントです。東金市は本則、２０年度の支給率ともに３パーセントです。山武市においては、０パーセントという状況です。」というと答弁がありました。

次に、討論では「この条例改正は、２１年３月３１日までの期限付き地域手当減額措置を恒久化するものですが、地域手当は、国家公務員の給与に民間賃金の地域間格差を反映させるとの理由で、国が従来調整手当にかえて支給することにしたものです。しかし、国の２１年度の地方財政計画は、集中改革プランに基づく職員と給与の削減を求めており、こうした国の動向を踏まえたものであり、市職員の地域手当の減額は６千万円にもなります。八街市は、３パーセントの地域手当とする地域級が導入され、従わなければ地方交付税を削減するというペナルティーで圧力をかけるというやり方で進められています。労働基本権を制約された公務員労働者の給与制度や給与水準について、一方的に判断し、制度改悪に道を開こうとするもので、労働基本権のあり方を全く否定するものであり、公務員労働者の権利破壊の動きに断固抗議するとともに条例制定に反対するものです。」という反対討論がありました。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第4号は、八街市一般職の職員の管理職手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、一般職の職員に係る管理職手当の減額措置が本年3月31日で終了することから、市の財政状況等を考慮し、管理職手当等の減額措置を平成21年度まで延長するものです。

審査の過程において委員から、「管理職手当を20パーセント減額することによる効果を伺う。」という質疑に対して、「890万円の歳出を削減できます。内訳を申し上げますと、定率制から定額制にすることにより190万円の削減、定額制後の管理職手当を20パーセント減額することにより700万円の削減となります。」という答弁がありました。

次に、討論では、「この条例改正は、管理職手当の削減を延長するものですが、この間、職員削減などによる労働強化が深刻になる中で、官民格差などを理由にした給与の削減が続いており、容認できません。公務員賃金が地域における労働者の賃金の底上げや均等優遇の実現など、住民の暮らしと地域経済の再生にとって重要な意味を持っています。市長は、集中改革プランを掲げながらも、不急の八街駅前開発を進め、本市の真の財政健全化の道を大きくゆがめてきました。住民サービスを切り下げ、住民負担を増やし、市職員に犠牲を押し付けるやり方を中心としたものです。「お金がない」「行財政改革だ」と住民と市職員に犠牲を押し付けるやり方は到底容認できません。自治体の労働者が安心して住民のための仕事を進めることができるよう、その保障をすべきです。」という反対討論がありました。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第5号は、落花生の郷やちまた応援寄附金によるまちづくり条例の制定についてです。

これは、昨年、地方税法の一部が改正され、個人住民税の寄附金税制が拡充され、いわゆる「ふるさと納税」が始まりました。現在、本市では、「落花生の郷やちまた応援寄附金」と名付けて、この寄附を受け入れておりますが、この応援寄附金の性格を明確化するとともに、今後寄附金を適正に管理し、寄附者の意向に添った事業を効率的に実施するため、寄附金を積み立てる特定目的基金を設置するものです。

審査の過程において委員から、「寄附金が幾ら積み立てられたら、基金を取り崩して事業を実施するといった基準は設けているのか伺う。」という質疑に対して、「基金の使い方につきましては、寄附金の額もさまざまであり、具体的な金額、期間の基準を設け、一律に判断することは大変難しいと考えています。しかし、寄附をいただいた方の思いに応えるという意味からも、余り時間が経過することは好ましくありませんので、対応する事業の状況を見ながら、適切な時期に利用させていただきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に「より多くの寄附をいただくための方策はあるのか伺う。」という質疑に対して、「他の自治体では、寄附金をいただくために特産物を送るなどのお礼をしているところもありますが、本市においては、そういった対応をとることは、現時点では考えておりません。何かの代替えに寄附をいただくという考え方は寄附制度の考え方からも適切ではないと考えております。しかし、寄附をいただいた方には、本市の産業まつり等の案内状を送付し、本

市の様子を見に来ていただくといった案はあろうかと思います。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第8号は、財産の譲与についてです。

これは、泉台区が新たにコミュニティセンターの建築を予定している土地及び現在の区民センターの土地建物については、開発事業の協議により集会施設用として市が帰属を受けた財産であります。これらの財産について地縁団体である泉台区の申請に基づき、同区へ譲与するものです。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第9号は、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてです。

これは、浦安市・市川市病院組合が平成21年3月31日に解散し、また、香取市東庄町清掃組合が同日に解散し、同年4月1日に香取広域市町村圏事務組合と統合することにより、千葉縣市町村総合事務組合の組織団体の数が減少することから、千葉縣市町村総合事務組合規約の一部改正について、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第20号は、平成21年度八街市一般会計予算中歳入全款、歳出1款議会費、2款3項を除く総務費、4款衛生費の内1項7目、8款消防費、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費、第2表債務負担行為、第3表地方債についてです。

審査の過程において委員から、まず歳入では、「1款市税について、平成19年度決算の収納率77.58パーセントに対して、平成21年度の収納率見込みを76.7パーセントとしているが、収納率を下方に見込んだ要因を伺う。」という質疑に対して、「平成21年度の収納率について、市税、軽自動車税の現年課税分については、ともに若干の伸びを見込んでいますが、固定資産税については、平成20年度に評価替えを行ったことなどから、平成21年度では減額が見込まれており、これにより全体の収納率については、若干下方に見込んでおります。また、滞納繰越分の徴収率が上がらないということも原因の1つと考えております。」という答弁がありました。

次に「八街市は市税に対する減免措置があり、大いに活用していくべきと思うが、実際に減免の対象となった世帯があったのか。また取り組み状況と周知方法はどうか。」という質疑に対して、「20年度については、相談に来られた方は1件もない状況です。周知に関しては、固定資産税の公益的施設の減免制度については周知していますが、所得激減などを理由とした方に対しての減免制度というのは、特に周知しておりません。」という答弁がありました。

次に「国の地方財政計画の特徴では、地方交付税で1兆円の増額措置がとられているが、八街市にはどのくらいの配分が見込まれているのか。」という質疑に対して、「地方へ交付される額としては、20年度で総額15兆4千億円、21年度で15兆8千億円で、実際2.

7パーセントの増であります。八街市においては、昨年に比べ約3.4パーセント増の予算計上をしておりますが、これは20年度普通交付税が当初予算よりも2億2千万円ほど上まわっているためで、21年度もそれを見込み、27億5千万円を計上しております。」という答弁がありました。

次に「道路占用料について前年度に比べ、増額しているようだが、その理由は何か。また、駅北側地区の道路占用料の見込額は幾らか。」という質疑に対して、「ガス管の埋設、新たな電柱が道路に設置されたなどの理由による増額です。駅北側地区の道路占用料については、地下に電線が2千200メートル埋設されており、年間1万2千円、また道路に変圧器が15カ所設置されているため、1万500円で合計2万2千500円の占用料となっております。」という答弁がありました。

次に「行政財産使用料の内容はどういったものか。」という質疑に対して、「八街駅自由通路や有料広告掲示板、バス会社休憩所、物品展示スペースの使用料などです。」という答弁がありました。

次に「13款1項5目教育使用料について、どこの施設も若干収入が減額予算となっているが、その理由は何か。」という質疑に対して、「公民館使用料については減額となっておりますが、使用者が減っているわけではなく、減免する団体の使用が多いことが要因です。社会体育施設使用料については、19年度の実績に基づき積算をしており、利用者についても若干減少しているため、今後も利用促進を図っていきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「中央公民館について、使用予約取り消しをしても、使用料を返還されないのはなぜか。同じ公共施設でありながら、他の施設と対応が異なるのは矛盾しているのではないか。」という質疑に対して、「市内には公民館等活動の場が少なく、限られた施設での使用となるため、現在では使用料を安易に返還すると、1つの団体が幾つも一度に予約してしまい、公平さに欠けてしまうことから、現在の予約方法での対応となっています。使用料の返金については、今後いろいろなことを踏まえて検討していきます。」という答弁がありました。

次に「14款2項3目土木費国庫補助金のうち、道路橋りょう費補助金及び都市計画費補助金の中の地域活力基盤創造交付金はどのように活用されるのか。」という質疑に対して、「都市計画道路3・4・9号金毘羅線の整備に活用していきます。」という答弁がありました。

次に「14款2項4目教育費国庫補助金のうち、就学援助費補助金は小学校、中学校でそれぞれ1人当たりの補助額は幾らか。」という質疑に対して、「生活保護家庭の児童・生徒に対する修学旅行費の補助に充てるもので、小学生1人当たり約2万6千円、中学生が1人約5万5千円となっております。」という答弁がありました。

次に「15款2項2目衛生費国庫補助金のうち、健康増進事業費補助金とは、どういった補助金か伺う。」という質疑に対して、「健康手帳の交付、また、健康教育、健康診査事業に

係わる消耗品費、委託料等の費用のうち、一定額が県から補助されるというものです。」という答弁がありました。

次に「15款2項3目農林水産業費県補助金のうち、園芸王国ちば強化支援事業補助金を活用し、21年度はどのような取り組みが計画されているのか伺う。また、前年度と比較し、額が半減している理由を伺う。」という質疑に対して、「園芸王国ちば強化支援事業補助金は、生産力強化支援事業として、共同利用の機械、施設の整備への助成及び認定農業者が行う施設の整備への助成に活用いたします。平成21年度においては、共同利用の機械として、ニンジンの収穫機1台購入への助成、認定農業者1件のパイプハウス8棟を整備するための助成を計画しています。前年度と比較し、減額している理由ですが、要望が少なかったため、それに基づき予算計上したことによるものです。」という答弁がありました。

次に「15款2項4目商工費県補助金のうち、地域商業資金・挑戦資金利子補給本業補助金について伺う。」という質疑に対して、「千葉県の融資である地域商業資金及び挑戦資金の融資を受けた者に対して、利子の補給をするために、県から市町村に補助されるものがありますが、本市においては、近年この融資を受ける者がいないという状況であります。」という答弁がありました。

次に「21款1項6目臨時財政対策債について、7億円の計上されている根拠を伺う。」という質疑に対して、「臨時財政対策債については、毎年、国の示します地方財政計画の中で臨時財政対策債の総額が決定され、それに基づいて試算しています。平成21年度は、20年度と比較しますと、枠が広がっていることから、平成20年度よりも借入額を増やすことができます。このことから、7億円の計上をいたしました。」という答弁がありました。

次に歳出3項を除く総務費では、「2款1項1目一般管理費のうち、定例表彰関係費について、平成21年度から表彰対象の分野を広げていくようだが、予算に反映されているのか。」という質疑に対して、「平成21年度より小・中学校、高等学校の生徒も表彰対象とし、予算にも反映されています。」という答弁がありました。

次に「2款1項6目財産管理費のうち、公共施設一般廃棄物収集運搬業務について、前年度に比べ大幅に減額されている理由は何か。」という質疑に対して、「今まで公共施設のごみ収集は事業系廃棄物収集運搬業者に委託でしたが、平成21年度より、市内の一般家庭のごみ収集を行っている2業者が、事業系廃棄物の収集ができる資格を取得したため、一般家庭ごみの収集ルートの中に公共施設も行えるようになったためです。公共施設1カ所当たり年間1万円で収集、運搬ができ、大幅な削減ができたものです。」という答弁がありました。

次に「不況対策として地元中小業者の仕事確保のため、公共事業をさらに拡大していく必要があると思うが、今後どのような考えなのか。」という質疑に対して、「平成18年度から始まった小規模工事登録制度では、平成19年度217件、1千200万円ほどの契約、また平成21年1月末現在で1千万円ほどの契約実績があります。登録に際しては申請書1枚での簡単な手続であるため、50万円未満の小規模工事については、今後さらに登録制度

を活用していきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「2款1項6目財産管理費のうち、清掃業務の委託先について伺う。」という質疑に対して、「平成21年度は、年度前入札をした結果、株式会社オーエンスが落札しております。委託内容の見直しもありましたが、平成18年度の一般競争入札によって、以前は約1千500万円あった委託料が、約860万円まで経費節減することができました。」という答弁がありました。

次に「2款1項6目財産管理費のうち、共用車両賃借料245万4千円の計上をしているが、何台分の賃借料か伺う。」という質疑に対して、「10台分です。」という答弁がありました。

次に「2款1項8目企画費のうち、千葉県JR線複線化等促進期成同盟負担金が、前年度と比べ増額しているが、平成21年度に予定されている活動を伺う。」という質疑に対して、「従前から繰越金があった関係で、繰越金が消化されるまでの間は、負担金を調整するという事になっており、数字の調整が終わったことによりまして増額いたしました。21年度予定されている活動につきましては、県内の全市町村で組織していますので、JRの複線化のみならず、利便性の向上を主眼に積極的にJR東日本本社、東京支社、千葉支社に各自治体から出された要望を取りまとめ、陳情活動、要望書の提出を中心に行う予定となっております。」という答弁がありました。

次に「2款1項8目企画費のうち、東関東自動車道酒々井インターチェンジ設置促進期成同盟負担金とあるが、活動内容について伺う。」という質疑に対して、「会員は主要地方道富里酒々井線の沿線にあります自治体となります。酒々井インターチェンジにつきましては、設置は既に決定しておりますが、インターチェンジの早期完成及び周辺道路へのアクセス、整備等が必要であるため、引き続き活動してまいります。」という答弁がありました。

次に「2款1項8目企画費のうち、総合計画策定業務の委託内容について伺う。」という質疑に対して、「平成21年度につきましては、取りまとめの時期となりますので、将来指標の設定、設計、分析及び目標達成度の把握と新たな指標の設定、基本計画素案の骨子の調整等をコンサルティング会社に委託する予定です。」という答弁がありました。

次に「コンサルティング会社に委託することにより、住民の気持ちとかけ離れた総合計画になってしまう可能性がある。職員が作成することはできないのか伺う。」という質疑に対して、「極力、職員で作成していくという前提条件は、今回策定の二次計画の中でもありました。しかし、集計作業等、大幅な時間、手間がかかるようなものにつきましては、専門業者に委託し、その分、職員ができる仕事をより拡大していきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「2款1項10目電算業務費のうち、ソフトウェア賃借料及びハードウェア賃借料について、毎年、予算が増額している状況だが、賃借期間等を考慮し、予算削減の配慮はされているのか。」という質疑に対して、「債務負担行為で通常5年間の契約を締結し、経費削減の努力をしています。」という答弁がありました。

次に「個人市民税特別徴収システム運用支援業務はどういった内容のものなのか。また10月より開始される、年金から住民税を差し引かれてしまう対象者はどのくらいいるのか。」という質疑に対して、「個人市民税特別徴収システム運用に向けてのソフトセットアップ、操作研修などの費用です。また、平成20年度の課税データによると、対象者は約1千500人です。」という答弁がありました。

次に「2款1項11目諸費のうち、防犯灯設置事業費について、前年度に比べ100万円の減額となっている理由は何か。」という質疑に対して、「20年度は146基の設置要望に対して、109基の設置で、前年に比べ7割の設置状況となっています。年々新規の設置要望は減少傾向にあるため、実情に合った予算措置をしています。また、既存の防犯灯、約5千300基の修繕等に対応するため、20年度に比べ、約300万円を増額する予算計上をしております。」という答弁がありました。

次に、歳出4款衛生費のうち1項7目では、「21年度予算におけるハッ場ダム関係への出資金は幾らか伺う。また、今後の負担を合計すると総額で幾らになるのか伺う。」という質疑に対して、「平成21年度における出資金は約710万円です。この平成21年度以降、平成31年度までで合計約4千400万円となります。」という答弁がありました。

次に「ハッ場ダムは平成22年度完成を予定していたが、27年度まで計画が延期になった理由を伺う。」という質疑に対して、移転補償に時間を要したことが一番の理由と伺っております。」という答弁がありました。

次に、歳出8款消防費では、「8款1項1目防災費のうち、自主防災組織運営費について、現在、自主防災組織が幾つあるのか伺う。」という質疑に対して、「現在、希望ヶ丘区、ガーデンタウン区、朝日区にございます。また、二区、五区、住野区、藤の台区等では自主防災組織は立ち上がっていませんが、活発な活動が行われております。」という答弁がありました。

次に「8款1項3目非常備消防費のうち、非常備消防運営費について、現在消防団員は何名いるのか伺う。」という質疑に対して、「定員595名のところ、511名と消防団員確保については厳しい状況となっております。」という答弁がありました。

次に「8款1項3目非常備消防費のうち、消火栓新設負担金について、消火栓の21年度の設置予定数と市内の消火栓の充足状況はどうなっているのか。」という質疑に対して、「消火栓は6カ所新設を予定しています。市内の消防水利の現状としては、消火栓が約600基、防火水槽は約1千100基を設置しております。消防水利の充足率としては、まだ不足しているため、今後、市内全体が補えるよう整備していきたいと考えます。」という答弁がありました。

次に「消防設備のデジタル化にどういった経緯、経過で参加することになったのか。また、市内の消防設備をすべてデジタル化に対応する場合、どのくらいの負担になるのか。」という質疑に対して、「電波法関係基準により、平成28年度末までにデジタル化へ移行することに伴い、消防救急無線のデジタル化についても、全消防本部が導入することになるもので

す。消防車に設置する無線機については、現在のところ、まだ流通が少なく、1台50万円程度であり、市内25台分の無線機をデジタル化すると高額になる試算です。」という答弁がありました。

次に歳出13款予備費では、「予備費の一部を活用して、緊急雇用対策の取り組みをしていくべきと考えるがいかがか。」という質疑に対して、「予備費と緊急雇用対策では異なると考えます。予備費は、いつ、どんなときに、どんなことが発生するかわからないため、予備費を計上してあります。緊急雇用に使用すべきものではないと考えます。」という答弁がありました。

次に、討論では「100年に一度と例えられるように、1929年の世界恐慌以来の深刻な経済危機に我が国も直面しています。既に八街市民にとっても、経済活動や雇用・生活面において深刻な状況が生まれています。1月22日、日銀が2009年度の日本の国内生産（GDP）の実質成長率見通しを従来のプラス0.6パーセントからマイナス2.0パーセントに大幅下方修正した、このことから、今日の危機の深さと広がり深刻さ、また、今後において長期化が避けられず、予測できない事態となっています。景気がどこまで落ち込むか先が見えない金融・経済が進んでいるもとで、スピードのある景気対策が最優先課題で取り組むことが求められています。しかし、八街市を統率する市長には、その危機感はありません。市民の暮らし・経営を守るために対策本部を設置し、全庁一丸となった取り組みが必要です。市財政が厳しいとしつつも、市長給与、市長交際費、市長車は聖域化したままとなっており、市民との協働でつくり上げるべき総合計画の策定業務を委託するなど、税金の使われ方が問われます。また、1業者に4年間もの間、庁舎をはじめ、公民館・図書館・老人福祉センター・スポーツプラザへの清掃等の業務委託をしており、業務が独占されており、契約業務の改善を早急に求めるものです。安全対策の予算では、カーブミラーの予算が大幅に削減され、市民の要望には到底応えられません。八街市の八ッ場ダム負担金は2億2千200万円。水余りの状況で、水確保は全くのむだであり、200年に1度規模の大雨にも現在の河川で対応可能であることが明らかになっています。ダム建設の理由はなく、きっぱりとダム建設撤退を県に要求すべきです。市民が深刻な経済危機に直面しています。市民の暮らしを守るために、あらゆる力を尽くし、しっかりと市民生活を支える市政を求め、本議案中当委員会付託分に反対するものです。」という反対討論がありました。

次に「市財政が非常に厳しい状況にも関わらず、臨時財政対策債7億円を確保、さまざまな施策を実施されております。質疑の中でも計画的な市債、公債費の返還が行われ、また政府補正において、地方へ緊急交付がされたことに伴い、交進小学校耐震化診断、八街中学校の耐震化、流末排水整備など、さまざまな災害に備えた事業を実施するとともに、地元業者の仕事確保や地域活性化が図られるよう、多岐にわたる措置がされております。よって、本議案中当委員会付託分に賛成するものです。」という賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第28号は、平成20年度八街市一般会計補正予算中歳入全款、2款3項を除く総務

費、4款衛生費の内1項7目、8款消防費、11款公債費、12款諸支出金、第4表地方債補正についてです。

審査の過程において委員から、まず歳入では、「14款2項5目総務費国庫補助金の地域活性化・生活対策臨時交付金で、道路排水、流末排水、学校の耐震化への取り組みをすることだが、各事業を地域経済の活性化に繋げるため、どれだけの業者に事業発注する予定なのか。」という質疑に対して「道路排水、流末排水の工事業務につきましては、極力、地元業者に発注できるよう考慮していきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「15款3項3目土木費委託金のうち、住生活総合調査委託金とはどういった内容のものか。」という質疑に対して、「5年に一度調査しており、住生活全般に関する実態などの調査であり、住生活の安定向上に係る総合的な施策策定の基礎資料とするため実施しています。昨年の11月から12月にかけて80世帯を対象に実施いたしました。」という答弁がありました。

次に「15款3項5目民生費委託金のうち、地域児童福祉事業調査委託金とはどういった内容のものか。」という質疑に対して、「保育所の有無、保育所定員の弾力化状況、子育て支援に関することなどの調査を市が行ったことに対する経費です。」という答弁がありました。

次に「17款1項1目寄附金のうち、土木費寄附金について、何社からの寄附で各社からの金額はどのくらいか。」という質疑に対して、「3社からの寄附で、2社から約1千5百万円ずつと1社より約30万円の寄附でした。」という答弁がありました。

次に、「21款1項2目土木債について、八街駅北側地区土地区画整理事業と、まちづくり総合支援事業の減額補正の理由は何か。」という質疑に対して、「八街駅北側地区土地区画整理事業の減額については、20款諸収入、3項2目に土木費受託事業収入として3千560万円を増額補正しており、市債を借り入れなくとも、土木費受託事業収入が財源として見込めたため、市債を減額いたしました。また、まちづくり総合支援事業の減額については、電線共同溝事業の最終的な契約額が確定したことによるものです。」という答弁がありました。

次に歳出では、「2款1項11目諸費のうち、ふれあいバス運行事業費について、運賃収入の不足による補助金の増額が計上されているが、乗降状況は前年度と比較するとどうであったのか伺う。」という質疑に対して、「平成21年1月時点で、前年度と比較しますと、約2千800人ほど利用者数が減っています。平成19年9月に運行コースを変更したことが主な原因と分析しています。しかし、これは使い勝手が変わり、一時的に利用者数が減ったということであり、前年度の変更後の9月から1月の期間だけで比較しますと、約1千500名ほど利用者数は逆に増えていますので、今後はこれほどの減少は見られないと考えております。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し

上げました。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

○議長（山本邦男君）

委員長報告中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前10時40分）

（再開 午前10時48分）

○議長（山本邦男君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、文教福祉常任委員長、横田義和議員。

○横田義和君

文教福祉常任委員会に付託されました案件14件につきまして、去る3月9日、10日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。若干審査内容についてご報告申し上げます。

議案第6号は、八街市介護従事者処遇改善臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてです。

これは、介護従事者の処遇改善を図るため、平成21年度に介護報酬の改定が行われることとなりましたが、改定による介護保険料の急激な上昇を抑制するための財源として、国から市町村に対して、介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されます。この交付金の取り扱いにあたっては、基金を設置し、適正に管理することとされているため、新たに基金条例を制定するものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第13号は、平成20年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において、委員から「歳入1款1項1目一般被保険者国民健康保険税のうち医療給付費分現年課税分が約8千万円の減額となっている理由を伺う。」という質疑に対して、「当初予算を計上する際、9月期の調定額の見込みに予想される収納率を掛けて予算計上をいたしました。しかし、軽減措置を受ける方が増えたこと、また、中間時の収納率が落ち込んでいたことにより、減額したものであります。」という答弁がありました。

次に「歳出2款1項1目一般被保険者療養給付費負担金について、医療機関を受診する方が多いための増額補正になっていると思うが、病気を予防することに費用を費やすことが経費削減につながると思うが、どう考えるか。」という質疑に対して、「療養給付費負担金については、前年度の状況、被保険者の年齢層や人数の動向を見て分析をしていますが、積算見込みについては非常に難しいのが実情であります。しかしながら、予防を兼ねて早目に医療機関を受診する方も増えてきているものと感じております。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第14号は、平成20年度八街市老人保健特別会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第15号は、平成20年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「歳入1款1項後期高齢者医療保険について、約6千万円の減額となっている理由は何か。」という質疑に対して、「今回の減額補正については、軽減措置に伴うものです。」という答弁がありました。

次に「歳入1款1項1目特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料の補正前と補正後の徴収人数はどうなっているのか。」という質疑に対して、「特別徴収者補正前4千282名、補正後3千918名、普通徴収者補正前812名、補正後1千272名です。」という答弁がありました。

次に討論では、「昨年4月から始まった後期高齢者医療制度は、政党として初めから反対したのは、日本共産党だけでしたが、その後、「高齢者を差別する、姥捨て山の制度は許せない」と国民の大反対運動が起き、参議院では、後期高齢者医療制度廃止法案が採決されました。政府は、保険料の軽減など、若干の手直しはしましたが、すべての高齢者から保険料を取る、保険料を払えない人からは保険証を取り上げる、受けられる医療を制限するなどの問題への対応はありません。このような中、本議案においては、歳入において保険料が約6千万円、2割軽減となっています。歳出においては、徴収費のみ、約179万円の増額です。このように、後期高齢者医療制度は、始まったばかりなのに、大幅な見直しをせざるを得ないほど、国民にとって受け入れがたい制度であり、それにも関わらず、徴収は強化するという高齢者を痛めつける制度となっています。長年、社会に貢献してこられた高齢者への思いやりのかけらもない制度です。以上の理由から本議案に反対するものです。」という反対討論がありました。

次に「我が国における国民皆保険制度は世界に冠たる制度であり、その中で少子高齢化に対応するために、後期高齢者医療制度は長年の論議、調整の中で発足した制度であります。当初は、周知徹底に時間がかかり、さまざまな論議もありましたが、大多数の皆様のご理解により、さまざまな工夫をされてスタートしております。そういった意味で国民皆保険制度を守る意味からも、この補正予算は必要であり、賛成するものです。」という賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第16号は、平成20年度八街市介護保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から「歳入3款国庫支出金、2項6目介護従事者処遇改善臨時特例交付金について、介護施設現場の負担が多く、報酬が少ないという現状からの国庫交付金と理解しているが、介護施設への待遇改善はどのような方法で行っているのか。」という質疑に対して、「待遇改善について、市から介護施設や介護従事者に対して特段の説明会等は行っておりませんが、先般、ケアマネージャー協議会において、介護報酬改定についての概要説明を行いました。」という答弁がありました。

次に「歳出２款１項１目介護サービス諸費の増額の要因は何か。」という質疑に対して、「当初予算で通年型の予算を計上をし、毎月支払いを行っていますが、年度末を迎え、不足が生じることを見込み、支払いができなくなることを防ぐためのものです。」という答弁がありました。

次に「歳出２款５項１目特定入所者介護サービス等費のうち、特定入所者介護サービス等諸費給付事務１千３７０万円は何名分か伺う。また事業の詳細について伺う。」という質疑に対して、「約３２０名分です。これにつきましては、施設入所者に施設サービスを利用するときに、所得段階に応じて、食費、居住費につきまして、一定基準額を超える分について補足給付するというものです。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第１７号は、平成２０年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から「近年における給食費未納の状況について伺う。」という質疑に対して、「平成１７年度決算で６０２名、収納率が９６．９パーセント、平成１８年度決算で５３２名、収納率が９６．６５パーセント、平成１９年度決算で６７０名、９５．７５パーセントです。平成２０年度１２月現在で７９８名です。」という答弁がありました。

次に「経済的理由で未納している方は、どの程度見込んでいるのか伺う。」という質疑に対して、「平成１７年度の国のアンケートによりますと、未納者の約２０パーセントとあります。本市においても同程度と思われます。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第２０号は、平成２１年度八街市一般会計予算中歳出２款総務費の内３項、３款民生費、４款衛生費の内１項１目から４目、９款教育費についてです。

審査の過程において委員から、まず歳出３款民生費では、「３款１項３目障害者福祉費について、幼児ことばの相談室の近年の利用者は何人か。また対象者には早目の対策が必要だと考えるが、十分に図れているのか。」という質疑に対して、「利用者数については１８年度利用者実数１６９名、延べ人数１千０９１名、１９年度利用者実数１７９名、延べ人数１千９４名であります。対象者は就学前の幼児を対象としていますが、市で実施している乳幼児健診受診後や幼稚園や保育園に入園した園児からも相談があり、十分な対応が図れています。」という答弁がありました。

次に「障害者程度区分認定調査費について、区分認定の調査内容に変更はあるのか伺う。」という質疑に対して、「現行の介護保険と同様の調査項目に障がいに関する項目を足した１０６項目調査に変更はありません。」という答弁がありました。

次に「在宅障害者福祉費について、平成２０年度予算書にあった精神障害者共同作業所運営費補助金がなくなった理由について伺う。」という質疑に対して、「佐倉にあります、かぶらぎ作業所が、地域活動支援センターに体系移行したことにより、平成２１年度では地域生活支援事業費のうち、地域生活支援センター（Ⅲ型）助成費として計上してあります。」

という答弁がありました。

次に「相談支援事業委託費について、委託先はどこか伺う。また、相談はどの程度あったのか伺う。」という質疑に対して、「明朗塾に、ほぼ委託しております。相談件数は、平成19年度につきましては、外来相談、訪問相談、合わせまして46件ありました。」という答弁がありました。

次に「障害者通所施設交通費助成費が、前年度と比べ、半減している理由を伺う。」という質疑に対して、「障害者通所施設送迎事業補助金の減に伴うものです。平成19年度、20年度においては、臨時特例交付金による通所サービス促進事業を準用して、1事業所当たり300万円を基準として利用人数に応じた助成を行っていましたが、本事業の実施年度が平成20年度までとされていることから、従来の補助金である利用者1人当たり月々7千円の助成としたことによるものです。」という答弁がありました。

次に「歳出3款1項5目老人福祉費のうち、在宅老人援護対策費の火災警報器設置助成費について、市では火災警報器設置の促進をしているが、火災警報器助成の割合が少ないように思うが、助成対象はどうなっているのか。」という質疑に対して、「民生委員などから相談のあった65歳以上の単独世帯などに助成しているものであり、20年度の実績として、21年1月末現在で、58台の火災警報器設置の助成をしております。」という答弁がありました。

次に「3款1項6目老人福祉施設費のうち、高齢者生きがい対策事業費について、今後、老人クラブ活性化のためにどのような事業を展開していくのか。また、市職員が出向いての講習会等は開催しているのか。」という質疑に対して、「20年度にニュースポーツ講習会を実施したため、来年度も軽スポーツを通じ、老人クラブの活性化を図りたいと考えております。また、職員が出向いての講習会は実施しておりませんが、単位老人クラブにおいては、交通安全教室や振り込め詐欺対策教室などを実施しており、老人福祉センター職員が活動の支援、事業のアドバイスをしております。」という答弁がありました。

次に「3款1項7目介護保険費のうち、介護保険事業費について、平成20年度予算計上されていた低所得者利用者負担対策費助成金がなくなったことについて伺う。」という質疑に対して、「低所得者利用者負担対策費助成金は65歳に達した日の前1年の間に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用して、65歳になった日以降、要介護認定を受け、訪問介護サービスを受ける障がい者であって、世帯の生計中心者の前年の所得税が非課税である等の方が対象であり、サービス利用に係わる自己負担の10パーセントの一部について助成するというものです。障がい者施策のホームヘルプサービス制度からの過渡期の経過措置として実施したものであり、平成20年4月1日から本則の自己負担10パーセントになりましたので、制度の復活は考えておりません。」という答弁がありました。

次に「介護保険事業費について、社会福祉法人による利用者負担の軽減実施に伴う助成金とはどういった内容のものか。」という質疑に対して、「平成21年度からの新たな事業であり、社会福祉法人が社会的役割の一環として、施設所在地の県知事と市長に申し入れをし、

市町村が認めた生計困難な低所得者に対し、利用料の軽減を図る場合に、軽減部分の一部を助成するものです。軽減の内容としては、1割分の自己負担のうち4分の1を利用者に対して軽減をするもので、軽減した部分の2分の1相当を社会福祉法人に助成する制度です。現在、1つの社会福祉法人より実施の申し入れがあり、事務打ち合わせを行っている段階で、新年度の早い時期で実施をしていきたいと考えている。」という答弁がありました。

次に「3款2項5目保育園費のうち、保育園管理費について、臨時保育士、臨時調理員の人数について伺う。」という質疑に対して、「臨時保育士37名、臨時調理員12名です。」という答弁がありました。

次に「保育所運営委託事業費について、私立風の村保育園運営委託料の算出根拠はどうなっているのか。」という質疑に対して、「保育所運営委託事業における国の保育単価の基準が、乳児月額17万5千670円、1・2歳児10万9千490円、3歳児6万200円、4歳児以上5万3千410円となっております。この基準に基づき、風の村保育園の定員、乳児6名、1・2歳児22名、3歳児14名、4歳児以上18名で算出し、6千83万4千円の委託料となっております。」という答弁がありました。

次に、4款衛生費のうち1項1目から4目では、「4款1項4目健康増進費のうち、後期高齢者医療健康診査受託事業費について、平成21年度の受診予定者を何名見込んでいるのか伺う。」という質疑に対して、「平成20年度は700名を見込んでいたところ、実際は820名の受診があったことから、平成21年度は900名を見込んでいます。」という答弁がありました。

次に「健康推進事業費が減額している理由を伺う。」という質疑に対して、「平成20年度まで、健診の際の自己負担金は、市の歳入としていましたが、平成21年度からは、健診業者に徴収事務を委託し、自己負担金についても健診業者の収入にさせていただき、その分を健康診査委託料と相殺する形をとりました。その結果、約1千400万円の委託料が減額しましたが、あくまで相殺ですので、事業の縮小ということではありません。」という答弁がありました。

次に「健康診査委託料4千684万5千円の算出根拠を伺う。」という質疑に対して、「各種がん検診の委託料等です。胃がん検診が単価3千392円に受診予定者3千400人を掛けたもの。大腸がん検診が単価1千144円に受診予定者4千500人を掛けたもの。子宮がん検診が集団の場合が単価2千712円に受診予定者3千200人を掛けたもの。個別の場合が単価3千円に受診予定者80人を掛けたもの。乳がん検診が超音波の場合が単価3千132円に受診予定者1千900人を掛けたもの。マンモグラフィーが単価2千817円に受診予定者3千200人を掛けたもの。肺がん検診が単価256円に受診予定者5千人を掛けたもの。結核の間接撮影が単価738円に受診予定者5千人分を掛けたもの。以上が主なものです。各種がん検診の受診予定者数については、前年度の実績に若干の増を見込んだ数字で算定いたしました。」という答弁がありました。

次に「平成20年度の受診率を伺う。」という質疑に対して、「各種がん検診の受診対象

者は前年の受診者と新規対象者で算定しまして、胃がん検診が５５パーセント、大腸がん検診が５７．９パーセント、肺がん検診が６５．４パーセント、子宮がん検診が６３パーセント、乳がん検診のうち超音波検診が７２．９パーセント、マンモグラフィーが７９．４パーセントという受診率でした。」という答弁がありました。

次に「女性特有のがん検診として、子宮がん、乳がんなどの検診があるが、男性特有の前立腺がんについては、今後がん検診に取り入れていく考えがあるのか伺う。」という質疑に対して、「財政状況等を勘案しまして、平成２２年度以降の検討とさせていただきたいと思います。」という答弁がありました。

次に「在宅訪問歯科診療事業費について、詳細を伺う。」という質疑に対して、「寝たきり等で、通院治療が困難な方に対しまして、歯科医師、歯科衛生士による訪問診療を行うための経費です。」という答弁がありました。

次に９款教育費では、「９款１項２目事務局費のうち、教育施設建設改修基金の使いみちを伺う。」という質疑に対して、「校舎の改築、新增築の機会があった際は、この基金を取り崩し、使用する予定です。」という答弁がありました。

次に「９款１項３目教育指導費のうち、教育センター運営費について、平成２１年度の事業の概要について伺う。」という質疑に対して、「印旛教育研究会第４部会と連携をいたしまして、教職員の研修に当たること、また、千葉県標準学力検査の実施及び分析、考察を活用すること。この２点を重点に行いたいと考えております。教育センターの事業部のうち、調査部は千葉標準学力検査の分析、考察を行い、その結果を各学校に配付して活用するようにしております。教育計画部は「八街市の教育の歩み」を毎年発行し、八街市の教育施策及び教育計画の原案を作成しております。研修部は八街市教育センター主催の各種事業、研究の内容を検討し、実施しております。」という答弁がありました。

次に「教育センター運営費が前年度と比べると半減している理由を伺う。」という質疑に対して、「平成２０年度は、４中学校区において公開事業研究を行いました。北中学校区と南中学校区が算数、数学、八街中学校区が印旛郡市教育委員会連絡協議会の指定を受けまして算数、数学、中央中学校区が保健体育です。これらの公開事業の費用が含まれていました。平成２１年度におきましては公開する学校がございませんので、その分の減額になります。」という答弁がありました。

次に「教育支援センター管理運営費について、学校教育相談員の詳細を伺う。」という質疑に対して、「ナチュラルに週３日、３名の相談員が１週間を振り分けて勤務しております。また、１名は学校教育課に席を設けまして、家庭訪問を専門に行っています。実績は上がっておりまして、家庭から学校に復帰したケースも３件ございました。」という答弁がありました。

次に「９款２項１目学校管理費のうち、学校用務業務の委託料が減額となっている理由を伺う。」という質疑に対して、「用務員につきましては、平成２０年度末に１名退職いたしますが、平成２１年度につきましては、異動も含めた全体配置の中で小学校３校に配置して

いた用務員を、小学校2校に配置することになります。そのことによる減額です。」という答弁がありました。

次に「9款2項2目教育振興費のうち、準要保護児童就学援助費について、平成21年度の計上額は208名分ということで、例年並みであるが、経済状況の苦しい家庭が増えている中で実態に即していないと思われるがいかがか。」という質疑に対して、「今まで申請があった方を断ったケースはございません。随時、申請に従って、予算措置等をして援助しています。」という答弁がありました。

次に「9款5項3目図書館費のうち、貸出用図書等の備品購入費として、約1千600万円の計上がされているが、何冊の購入を予定しているのか伺う。また、購入先はどこか伺う。」という質疑に対して、「平成19年度において、約1万1千冊を購入しています。21年度においても、同程度を見込んでおります。購入につきましては、八街書店協同組合から概ね購入しております。」という答弁がありました。

次に「9款6項1目保健体育総務費のうち、学校開放推進費について、遊び場開放指導員とは何か。」という質疑に対して、「毎週土曜日、午前8時から午後12時まで市内9小学校の校庭を、小さいお子さんと保護者の方の安全な遊び場、自由に利用できる遊び場として開放しておりますが、その際の遊具の管理などをお願いしているものです。」という答弁がありました。

次に討論では、「民生費において、妊婦健診の無料化を5回から14回に拡充、児童クラブ増設、交進小学校プレハブ教室改築等は市民が求めていたことであり、大変評価できます。しかし、その一方、市民の命と暮らしを守るという地方自治体の役割を果たせない予算となっています。1点目に障がい者施策についてです。障がい者に応益負担を求める障害者自立支援法を一旦廃止して新たな法律を作ることが、今年の見直しの年に当たって求められていますが、国の方針に沿った予算となっています。国に制度の廃止を求め、当面、低所得者に対する市独自の利用料軽減を求めます。2点目に、一般会計からの国保特別会計への繰り入れについてです。繰入額は約3億5千700万円ですが、法定外からの繰り入れは新年度もゼロです。高過ぎる国保税を引き下げ、払える国保にすることを市民は求めています。法定外繰り入れを復活させて、1世帯当たり1万円の国保税引き下げを求めます。3点目に、後期高齢者医療特別会計繰り出しは、約8千万円ですが、廃止すべき制度であり、当面、繰り出しを増やして低所得者への保険料軽減を求めます。4点目に、介護保険の低所得者利用負担対策助成制度についてです。前年度わずか4万5千円の助成を、新年度では助成制度をなくしました。高齢者の負担が増えている中、助成を続けるべきです。5点目に、がん検診、特定健診の自己負担を昨年から導入し、健診率が下がりました。健診率をいかに上げるかが重要と思いますが、健康増進事業の施策とはなっていません。次に、教育費についてです。特別支援教育支援員の配置、また給食補助員配置は評価できますが、未来を担う子どもたちへの施策は不十分です。不登校の子どもたちへの十分な対応への人員増、居場所の確保など、抜本的な施策は相変わらずありません。どの子も心身ともに健やかに成長できる施策を早急

に実施すべきです。また、未曾有の経済状況の悪化の中、給食費を払えない家庭が増えており、就学援助金の支給枠の拡充が求められていますが、新年度予算では、小中学校ともに就学援助の対象は前年度並みまたは減っております。一定所得額以下の家庭には就学援助金を支給するなどの支給枠の拡充を求め、本議案に反対いたします。」という反対討論がありました。

次に「本市の財政状況は、三位一体改革に伴う本格的税源移譲が行われてから、平成21年度は3年目を迎え、経済状況を見ると原料価格の高騰及びアメリカのサブプライムローンに端を発した金融危機の広がりにより、日本経済の景気が低迷する中で、今まで以上に歳入に与える市税の収納率の影響は大きいと考えており、さらに、引き続き交付税改革並びに道路特定財源問題等、不透明な部分も多く、また、新年度においても、各基金からの繰り入れにより、財源不足に対応するなど厳しい状況が続いています。そうした状況の中で歳出面を見ると、全般にわたる経費の節減合理化の推進や既存施策の見直しを行い、生み出された財源を重点的・効果的に配分しており、まず健康と思ひやりにあふれる街づくりとして、乳幼児の保健対策の充実や就学前の医療費助成を引き続き実施するとともに、妊婦健康診査については公費負担回数を5回から14回へ増やし、子宮がん検診についても、対象範囲を30歳以上から20歳以上へ拡充しております。また、保育園におきましては、八街・実住・朝陽・交進保育園の5歳児室にエアコンを設置することにより、市立保育園すべての保育室にエアコンが完備され、保育環境が充実されております。さらに、児童クラブについては本年4月から八街東児童クラブが開設されることで、児童クラブ数も9カ所となり、全小学校区に児童クラブが設置されることになりました。高齢者及び障がいのある者の福祉については、はり・きゅう・マッサージ等施設利用の助成、緊急通報装置設置事業、障害者手帳交付診断料の助成事業、難病療養者への見舞金支給など、市単独事業の継続が引き続き盛り込まれています。次に、市民サービスの充実したまちづくりとして、八街山田台郵便局において、各種証明の交付事務委託を平成20年2月より開始し、本年度も引き続き実施し、住民の利便の増進を図っています。暮らし、福祉等限られた財源の中でも、市民の要求に応えるべく、バランスのとれた各種施策が随所に見られます。次に、教育費についてですが、政府与党の予算にある学校耐震化助成率の嵩上げなどを利用して、小学校費では、老朽化した交進小学校仮設校舎の改築事業費を新たに計上、さらに学校施設の耐震促進を図るため、八街中学校の耐震補強設計、旧耐震基準である学校校舎等の耐震化診断が計画され、安全な学校施設の整備に向けた取り組みが予算化されています。さらに、AEDを20年度に中学校4校に設置したことに続き、新たにすべての小学校9校に設置し、安全で安心な街の構築に努められています。一方、学力向上プロジェクトを中心とした授業改善にも新たな取り組みが展開されるとともに、不登校対策として、学校教育相談員による相談体制の充実が図られています。また、これまで小学校8校のみ配置されていた特別支援教育支援員を南中学校にも増員し、児童・生徒の円滑な学校生活の支援に配置されていることが伺えます。社会教育においては、青少年健全育成都市宣言の実現に向け、放課後子ども教室による子どもたちの居場所

づくり事業などを継続展開するとともに、新たに地域コーディネーター講座の開設、市史編さん費では、八街市史資料編近世二の発行が予算化されております。また、図書館では図書館システムが更新され、開館時間の延長についても、水曜日と金曜日の週2回に拡大し、利用者の利便性を図ることにより、市民の生涯学習の場として、ニーズに即した図書館サービスが展開、推進されています。保健体育においては、市民体育祭をはじめとした、さまざまな市民参加の大会などが計画されているとともに、学校開放の推進により、学校プールの開放が継続実施され、市民のスポーツ参加機会の充実が図られております。スポーツプラザでは多目的広場の夜間照明設置に続き、テニスコートの照明設置に向けた工事費を計上するなど、生涯学習社会の構築を視点に置いた、多様な取り組みが効果的に実施されているものと判断されます。これらは、長谷川市長の強力な指導力によるところであり、今後の手腕の発揮を期待して、本議案に賛成するものでございます。」という賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第21号は、平成21年度八街市国民健康保険特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から、まず歳入では、「1款1項1目一般被保険者国民健康保険税のうち、医療費給付費分現年課税分が前年に比べ、減額された理由は何か。」という質疑に対して、「昨年20年度の10月期の調定額に基づき、目標徴収率を乗じて積算するもので、調定額が前年に比べ、減になっているためです。また、目標徴収率については、20年度当初77.44パーセント、21年度予算時78パーセントで算出しております。」という答弁がありました。

次に歳出では、「3款1項1目後期高齢者支援金が約3千300万円の減額となっている理由は何か。」という質疑に対して、「支援金自体が国や県から示された算定基準によるものであり、単価の減額によるものです。」という答弁がありました。

次に「8款1項1目特定健康診査等事業費委託料について、国民健康保険加入者の特定健診受診者は何人だったのか。また、国保世帯への特定健診の周知はどのようにされているのか。」という質疑に対して、「昨年までの基本健診については約6千人の受診者がおり、社会保険加入者及び、その世帯の方が2千人強、国保加入世帯については約4千人の受診者でした。平成20年度より開始した特定健診の受診者は、国保加入世帯で4千12名の受診者があり、昨年度までの基本健診並みの受診者数でありました。周知方法については、19年度までの基本健診では前年度受診者に対し、通知をしておりましたが、特定健診については対象者全員に通知をしており、今後もホームページや広報、回覧等も使い、受診促進を促していきます。」という答弁がありました。

次に、討論では「社会保障及び国民保険の向上を目的とする国民健康保険制度ですが、国保税とともに介護保険料を徴収され、さらに昨年から74歳以下の人は、後期高齢者医療への支援金の負担が始まりました。1980年代に、国は国保への国庫補助を医療ベースで45パーセントから38.5パーセントに削減しました。その結果、八街市においては、払いたくても払えないほど国保税が引き上げられ、収納率が悪化し、平成19年度の収納率は過

年度分をあわせると、45.69パーセントに落ち込みました。国保税を1年以上滞納すると窓口負担が10割になる資格証明書を発行されますが、平成20年11月21日現在、419世帯に発行されました。市民の命と健康を守るために資格証明書の発行を中止し正規の保険証交付を求めます。また、昨年10月から65歳以上の世帯は国保税を年金から天引きされています。生活困難のため、国保税を分割で納めていた人も対象であり、国保税を天引きされた方が病院に行くお金がないということも懸念されます。八街市は国保税を約63パーセント引き上げた平成16年度から19年度までの一般会計からの繰り入れを約8億円削減し、20年度、21年度も法定外からの繰り入れはありません。徴収強化をするだけでなく、繰り入れをして、1世帯1万円の引き下げをして、少しでも払いやすい国保にすることを求めます。収納率が低下するとペナルティーとして、調整交付金を削減されると国保運営に支障を来します。国民の生存権、社会保障、国民保険の向上を保証しなければならない国が、国保へのペナルティーを課すべきではありません。ペナルティーをやめるよう国に要求すべきです。以上の理由から、議案第21号、平成21年度八街市国民健康保険特別会計予算に反対いたします。」という反対討論がありました。

次に「現行の国民健康保険法が昭和34年に制定され、国民皆保険としての国保制度が定着し、今日に至っております。その間、八街市にあつては厳しい財政状況にあつても、国民健康保険事業の健全な運営を確保してきたところであります。国民健康保険の予算は、保険税等の収入に応じて医療給付費等の支出を抑制することができず、支出にあわせて収入を確保しなければなりません。保険給付費等支出が増えれば、保険税を値上げするか、一般会計からの繰り入れにより賄うかを選択することとなります。そこで、今回提案されております平成21年度当初予算ですが、保険給付費が増える見込みの中、税の徴収部門の独立や市税等徴収対策本部の成果を反映し、保険税においては若干ではありますが、前年度より増額を見込んでおり、また、一般会計からの赤字補てん的な繰り入れをすることなく組まれております。また、保険事業としての特定健診も、国民健康保険加入者のみとなった今年度も例年と遜色ない受診率となっており、本予算により、さらなる努力が期待されるところであります。来年度から導入されるコンビニ収納を契機として、徴収率を引き上げ、負担公平性の確保のため、収納に力を入れていただきたいところでもあり、これらの期待も含め、平成21年度国民健康保険特別会計予算は適切であると判断し、賛成いたします。」という賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第22号は、平成21年度八街市老人保健特別会計予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第23号は、平成21年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてです。

審議の過程において委員から「歳入特別徴収保険料が前年度に比べ、減額している理由を伺う。」という質疑に対して、「特別対策による軽減があったことにより、特別徴収であった方の保険料が変わり、普通徴収に移行しました。このことにより、特別徴収保険料が減と

なりました。」という答弁がありました。

次に「普通徴収保険料に前年度滞納繰越分が199万6千円あるが、何名の方が滞納しているのか伺う。また、滞納している方の生活状況は把握しているのか伺う。」という質疑に対して、「滞納している方の人数につきましては、広域連合で集計するものでありますので、逐次、本市に報告がきておりますが、把握している最新の情報である第1期7月徴収分の普通徴収における未納者は87名です。また、現在の段階では、滞納している方の生活状況などについては調査しておりません。」という答弁がありました。

次に、討論では「75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度は扶養家族になっている人も扶養から外して、新たに保険料を取る。保険料を1年間納められなかった人から保険証を取り上げる。受けられる医療を制限するなどの内容です。この制度を作るとき、政党としては日本共産党だけが反対しましたが、内容が明らかになるにつれ、世界に例を見ない差別医療であり、社会に貢献してこられた高齢者を姥捨て山に行かせる制度は許せない」と国民的運動に発展し、参議院では4野党が協力し、後期高齢者医療制度廃止法案が採決されました。一刻も早く廃止すべき制度ですが、当面、高齢者が安心して医療を受けられるようにするために改善が必要です。新年度予算において、普通徴収率を80パーセントと見ています。払いたくても払えない人が保険証を取り上げられないよう、低所得者に対する市独自の軽減策を求めます。以上の理由から、議案第23号、平成21年度八街市後期高齢者医療特別会計予算に反対いたします。」という反対討論がありました。

次に「今年度から始まりました後期高齢者医療制度は、制度開始から多方面からの意見等を反映し、また、内閣や厚生労働大臣による制度を見直すとの見解を受け、具体的な検討が進められたところであります。保険料軽減措置、保険料徴収方法、患者負担のあり方など、制度開始前に比べ改善されました。特に、軽減措置や徴収方法については、年度当初から逐次改善策が実施されており、担当職員におかれては、大変苦慮されたことと思います。八街市にあっては、残念ながら、一部の方の徴収に関し、不都合が生じたようではありますが、その後の迅速な対応により、大きな混乱もなく、1年を終えようとしております。そこで、平成21年度当初予算ですが、担当の説明では、その大半は千葉県後期高齢者医療広域連合との調整によるものであるように見受けられ、広域連合との協力のもと、本制度の円滑な実施は不可欠であると認められますので、平成21年度後期高齢者医療特別会計予算は適切であると判断し、賛成いたします。」という賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第24号は、平成21年度八街市介護保険特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から「歳入1款1項1目第1号被保険者保険料の滞納繰越分300万円の計上は何年分か伺う。」という質疑に対して、「介護保険料については時効が2年となっているため、基本的に2年となっています。ただし、滞納整理等で分割納入されている方は、時効の中断等もあり2年以上の方もおります。」という答弁がありました。

次に「所得が低い方に対して、介護保険料の軽減措置が必要ではないか。」という質疑に

対して、「今年度より、社会福祉法人が利用者軽減に取り組む場合に助成する内容の要綱を新たに設置いたしますが、一律的な利用料軽減は考えておりません。」という答弁がありました。

次に「歳出1款3項1目介護認定審議会費について、4月より審査項目等が変更になることに伴い、十分な介護が受けられなくなる方はいないのか。」という質疑に対して、「厚生労働省の認定モデル事業において、現行審査の判定と比較した結果、介護度が軽くなる方と重くなる方が若干いますが、概ね大きな差はないと認識しております。」という答弁がありました。

次に「3款2項1目包括的支援事業費・認定事業費のうち、包括的支援事業について、高齢者虐待防止連絡協議会の活動内容を伺う。」という質疑に対して、「平成20年度に立ち上げ、市役所内福祉関係部課長、市内の老人福祉施設関係者、佐倉警察職員等からなる組織であり、会議において、それぞれの状況を意見交換しながら、今後、高齢者虐待の問題について、スムーズな対応が図れるようにしております。」という答弁がありました。

次に「配食サービス事業委託料について、サービスの対象者と、過去の実績数はどうなっているのか。」という質疑に対して、「対象者は65歳以上の単独高齢者及び65歳以上の世帯等です。19年度の実績数は166名、4千801食でした。」という答弁がありました。

次に、討論では「制度の見直しによって、4月から第4期介護保険制度が始まります。今回の見直しにより、保険料が5パーセント引き上げられようとしています。諸物価の高騰、高齢者の負担増の中、八街市では普通徴収の人の3分の1が保険料を滞納しており、県下ワースト1となっています。このような状況で保険料引き上げはすべきではありません。調査項目が82から74項目に減少され、また、認定調査員テキストの変更などにより、利用者の実態にあった判定とはならないことが懸念されます。本人、家族、主治医、ケアマネジャー等の意見がきちんと反映されなければなりません。介護保険制度は見直しのたびに保険料引き上げ、受けられるサービスを制限したりと、安心して介護を受けたいという国民の願いを受け止める制度になっていません。この根本には、高齢者の増加によって毎年2千200億円自然増となる社会保障費を削減するという、小泉構造内閣があります。国民に格差と貧困を広げた構造改革は、お金がなければ病院にも行けず、介護も受けられない悲惨な状況を生み出しています。市民が安心して介護を受けられるよう、低所得者への介護保険料、利用料の軽減を求めます。以上の理由から本議案に反対いたします。」という反対討論がありました。

次に「平成21年度から23年度までを期間とする、第4期介護保険事業計画において、65歳以上の高齢者人口は、平成23年10月の見込みで1万4千697人、高齢化率は18.6パーセントであり、要支援・要介護認定者数は2千56人が見込まれております。介護保険制度は、発足した平成12年度末の高齢者人口の9千135人、要支援・要介護認定者数839人と比較しますと、高齢者人口は1.61倍に、要支援・要介護認定者数は2.

4.5倍に増加するなど、より一層の高齢化の進展が推測されております。平成21年度介護保険特別会計予算は、歳出においては、第4期介護保険事業計画を受けて、保険給付費で前年度より1億5千26万5千円増の26億140万8千円を見込み、サービス利用の増加に対応した、総額26億8千6万7千円の計上であり、歳入においては、保険給付の支給を賄うべく国、県、支払基金及び市の負担金を負担割合に応じて計上、保険料にあつては、第1号被保険者の増加、改定により前年度より9.4パーセント増の5億7千58万4千円を見込み、なお不足する財源として、介護給付費準備基金から2千602万8千円を繰り入れることにより、均衡を図っております。以上のことから、介護保険財政の健全性、持続性を確保すべく努力されており、本議案に賛成いたします。」という賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第25号は、平成21年度八街市学校給食センター事業特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から「歳入給食事業収入のうち、過年度の給食費未納分として940万円が計上されているが、平成18年度、19年度の未納者は何名いたのか伺う。また、そのうち何名と納付誓約書を交わしているのか伺う。」という質疑に対して、「平成18年度が383名、平成19年度が672名です。このうち、納付誓約書を交わしているのは、児童・生徒数で145名です。誓約書を交わしていない方々には、催告書、督促状、納付書の送付時に納付相談に応じる旨の通知等を出しています。」という答弁がありました。

次に「賄材料費について、食糧自給率向上のために、平成21年度においては、米粉を給食に利用する計画はあるのか伺う。」という質疑に対して、「米粉を使用した食材等が新たに多数開発されてきていますので、今後給食に取り入れていきたいと考えております。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第28号は、平成20年度八街市一般会計補正予算中歳出2款総務費の内3項、3款民生費、4款衛生費の内1項1目から4目、9款教育費、第2表繰越明許費補正の内9款教育費についてです。

審査の過程において委員から、まず歳出3款民生費では、「3款1項3目障害者福祉費のうち、自立支援医療（更生医療）費が減額となっているが、これには精神医療は含まれているのか伺う。」という質疑に対して、「精神医療は含まれていません。精神医療は県の事業となりますので、県費で対応しています。」という答弁がありました。

次に「介護給付費等認定審査会委員の報酬が減額となっているが、増加傾向にある介護給付費の認定に対応はできたのか伺う。」という質疑に対して、「すべての福祉サービスが審査会の認定を必要とするわけではありませんので、予定していた審査会の回数の減により、報酬を減額するものです。」という答弁がありました。

次に4款衛生費のうち1項1目から4目では、「4款1項4目老人保健費のうち、健康増進事業費について、減額の理由を伺う。」という質疑に対して、「各種がん検診の受診者が当初の見込みを下回ったことにより、委託料を精算したことによる減額補正です。」という

答弁がありました。

次に、9款教育費では、「9款2項1目学校管理費のうち、耐震診断を行う小学校を伺う。」という質疑に対して、「実住小学校の体育館、笹引小学校の校舎、朝陽小学校鉄骨造の校舎、交進小学校の校舎、二州小学校沖分校の校舎、川上小学校の校舎2棟、八街東小学校の校舎3棟です。」という答弁がありました。

次に「耐震診断を行わない他の学校については、耐震性があると考えていいのか伺う。」という質疑に対して、「他の校舎につきましては、新耐震設計基準以後に建設された耐震性のある建物ですので、耐震診断の必要はございません。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第29号は、八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、第4期の計画期間における給付費の伸び及び介護報酬改定等の影響により、介護保険料を改定するものです。

審査の過程において委員から、「第4期における低所得者への軽減策を伺う。」という質疑に対して、「第4期における介護給付費の伸び、第1号被保険者への負担率の変更、要介護認定者の増加の状況、平成21年度の介護報酬の改定、また、介護給付費準備基金を取り崩し、3カ年で約1億7千万円繰り入れ等を勘案しましても、なお財源に不足が見込まれますことから、保険料の引き上げをせざるを得ない状況にあります。しかし、軽減策として、第3期における第4段階の方のうち、世帯に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方には、特例第4段階として、旧第4段階では4万4千400円であった保険料が3万8千700円となる対応をいたします。」という答弁がありました。

次に「保険料の引き上げにより、支払いができず、サービスを利用できなくなる方が増えることが予想されるがいかがか。」という質疑に対して「保険料の支払いができないからといって、サービスの利用ができなくなるわけではありませんが、一定の給付制限が適用されることとなります。1年以上滞納しますと、通常1割の負担ですが、窓口で全額の支払いをお願いし、後で9割給付するという措置がございます。さらに未納期間が長くなり、2年の時効期間を過ぎて、不納欠損扱いになる期間がありますと、期間によりますが、自己負担が3割になります。」という答弁がありました。

次に、討論では「この条例は第4期介護保険開始にあたり、給付費の伸び及び介護報酬改定等の影響により、介護保険料を引き上げるというものです。八街市では普通徴収の人の約3分の1が保険料を滞納しており、県下ワースト1という大変な状況の中、保険料を払えないためにサービスを利用できない事態も生じています。引き上げは、絶対に認められません。保険料引き上げではなく、低所得者への介護保険料の軽減を求め、本議案に反対いたします。」という反対討論がありました。

次に「日本の少子高齢化は急速に進み、本市においても核家族化が進むのと同時に、介護されるべき人が介護されないという状態になることを避けるために、介護保険制度が大変大

きな機能をしているところであります。また、介護を受ける方の老化と同時に介護の経費の増加も著しいものがあり、今回の改定に当たっては、第４段階の激変緩和措置に変わり、特例第４段階により、負担も３万８千７００円と全体の２７．３２パーセントの方が軽減されるという配慮がされております。また、基金から３年間にわたり、１億７千万円の繰り入れも行うことになっており、今回の改定については、さまざまな工夫がされています。よって、本議案に賛成するものであります。」という賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。まして、委員長報告を終わります。

○議長（山本邦男君）

次に、環境建設常任委員長、新宅雅子議員。

○新宅雅子君

経済建設常任委員会に付託されました案件１０件につきまして、去る３月１１日、１２日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。若干審査内容についてご報告申し上げます。

まず、議案第１０号及び議案第１１号について、現地調査を実施し、担当職員から概要説明を受けた後、本会議場でさらに審査を行いました。

議案第７号は、八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、特定家庭用機器廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を一層推進するため、特定家庭用機器を追加するとともに、再商品化等の基準を見直す等、特定家庭用機器再商品化法施行令を改正する政令が本年４月１日施行となることにあわせ、本市の条例においても特定家庭用機器を追加するものです。

審査の過程において委員から、「特定家庭用機器の処理手続、方法について、一般市民の方が理解できていない部分があるようだが、どのように対処していくのか。」という質疑に対して、「今後も市民の方にご理解いただけるよう、十分にＰＲしていきます。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第１０号は、市道路線の変更についてです。

これは、道路改良工事をしておりました市道文違１号線について、終点側の主要地方道成東酒々井線との交差点改良工事の完了に合わせて、終点側の一部を付け替えして路線を変更するものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第１１号は、市道路線の認定についてです。

これは、市道文違1号線の終点を変更したことに伴い、残された旧道部分の現道を新たな路線として認定するものです。

審査の過程において委員から、「旧道部分について県道からは車両が進入できないが、案内表示等は設置するのか。」という質疑に対して、「旧道部分について、歩行者及び自転車の通り抜けは可能であります。車両については、進入できないよう県道側に車止めと、案内標識を設置する予定です。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第18号は、平成20年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「第2表繰越明許費のうち、下水道使用料改定業務を繰越明許にした理由を伺う。」という質疑に対して、「下水道使用料改定に係わる改正条例案を平成20年度に上程していないため、議決後の作業である電算システムの変更委託経費及び帳票類の印刷経費を来年度に繰り越しするものであります。」という答弁がありました。

次に「歳出1款2項2目下水道汚水建設費のうち、公共下水道汚水整備事業費について、事業の組み替えであったということだが、20年度の事業はどこまで進められたか。」という質疑に対して、「平成20年度の事業としては、管渠布設延長が548.7メートル、整備面積2.43ヘクタールです。減額の理由は、国庫補助基準の変更に伴い、単独事業から補助事業へ振り替えたことと、事業予定路線において、民間から施工申請書が提出されたことによる取りやめです。」という答弁がありました。

次に、討論では「繰越明許費で下水道使用料改定業務が計上されています。今言われているように、今までにないような大不況が押し寄せている状況のもとで、下水道の料金引き上げを行い、市民負担を増やせば、収納率の低下を招くことは明らかなです。この経済状況のもと、やるべきことは市民負担を軽く、市民応援の施策こそ求められるべきであります。繰越明許費の下水道料改定業務は見直しをし、市民応援に補正予算を組み替えるべきです。以上の理由により、本議案に反対します。」という反対討論がありました。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第19号は、平成20年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から「実施計画書の営業収益において、給水収益の減額は、水道料金の減収が主な理由とのことだが、どのように分析しているのか。」という質疑に対して、「全国的に節水志向になってきているとともに、生活家電等に節水機能が備えられたものが普及していることも影響していると思います。水道料金の徴収率は約99パーセントと高く、滞りなく徴収できている状況であり、今後も引き続き、受益者のご理解を得ながら、安定供給と経営の安定が図れるよう努力してまいりたいと考えております。」という答弁がありました。

次に「石綿セメント管更新工事等の漏水対策をしていくことが重要だと認識するが、平成20年度は、どのような対策が進められてきたか。」という質疑に対して、「有収率の向上は、水道事業の中で最大に優先すべきことであり、石綿セメント管の更新工事や繰り返し漏

水している箇所については、費用対効果を考慮し、対処方法を検討しながら対策を講じてまいりました。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

○議長（山本邦男君）

委員長報告中ではありますが、ここで昼食のため、しばらく休憩をいたします。

午後は、１時１０分から再開します。

（休憩 午前１１時５０分）

（再開 午後 １時１０分）

○議長（山本邦男君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○新宅雅子君

委員長報告を始めさせていただく前に、議案第１１号、市道路線の認定について、車両の進入ができないよう、県道側に車止めと案内標識を設置する予定としていると報告いたしましたが、正しくは市道側への設置となりますので、この場で訂正させていただきます。

それでは、休憩前に引き続き、報告をさせていただきます。

議案第２０号は、平成２１年度八街市一般会計予算中、歳出４款衛生費の内１項５目から６目及び２項、５款農林水産業費、６款商工費、７款土木費、１０款災害復旧費についてです。

審査の過程において委員から、まず、歳出４款衛生費のうち１項５目から６目及び２項では、「４款１項５目環境衛生費のうち、資源回収実施奨励金について、前年度に比べ半減している理由を伺う。」という質疑に対して、「平成２０年度までは、組合にも奨励金を支出していましたが、これを平成２１年度においては廃止することによる減額です。」という答弁がありました。

次に「４款１項６目公害対策費のうち、不法投棄監視対策費について、内容の詳細と平成２０年度における実績を伺う。」という質疑に対して、「産業廃棄物不法投棄監視員は２０名いますが、ほぼ各区長にお願いしています。産業廃棄物不法投棄監視業務については、県と同じ警備会社に委託しております。また、平成２０年度実績としましては、産業廃棄物不法投棄監視員からの通報が９件ございました。内容につきましては、産業廃棄物に関する通報が２件、一般廃棄物に関する通報が７件でした。警備会社による監視業務は６０回の予定で、現在までに新たな不法投棄の現場を２件発見いたしました。」という答弁がありました。

次に「４款１項６目公害対策費のうち、雑草刈取事業費について、詳細を伺う。」という質疑に対して、「雑草刈り取りの苦情につきましては、平成２１年２月末現在で２２８件ございました。ただし、直接本市に刈り取りを委託されたのは１件のみでした。」という答弁がありました。

次に「４款２項２目塵芥処理費のうち、焼却処理施設管理業務の委託料が前年度と比べ、

増額している理由を伺う。」という質疑に対して、「自家用工作物の保守点検及びボイラーの法定検査の委託料によるものです。」という答弁がありました。

次に「最終処分場管理業務の委託料が前年度と比べ、増額している理由を伺う。」という質疑に対して、「最終処分場の汚水処理施設の従来点検に加え、施設の機能を損なわないように周辺の点検作業を行うことによる増額です。」という答弁がありました。

次に「焼却炉維持修繕事業費について、平成21年度の計画について伺う。」という質疑に対して、「焼却炉の耐火物、出滓口等の修繕は毎年行っており、今後も引き続き行っていきます。平成21年度につきましては、クレーンのシーケンサ整備を予定しております。」という答弁がありました。

次に、歳出5款農林水産業費では「農林水産業費において、前年対比822万4千円で、若干増額となっているが、現在の経済状況から見れば、もっと力強い農業応援が必要と思うが、平成21年度予算編成に当たり、こういった点に主眼をおいて予算要望していったのか。」という質疑に対して、「1点目に園芸王国ちば強化支援事業、堆肥利用促進集団育成支援事業、飼料増産緊急対策事業など、各種補助事業の活用です。2点目に農家負担の軽減として、環境保全型土づくり対策事業、また、農業災害対策利子補給事業、農業資金利子補給事業などの実施です。なお、園芸用廃プラスチック適正処理事業については、登録料500円を助成することとして予算計上しました。続いて、3点目に関係団体との連携協力です。市の農業研究会による、農業後継者の育成支援、循環型農業の推進に関わる予算を計上しております。また、平成21年度からの新規事業として、食育推進計画策定事業、耕作放棄地解消対策事業を展開予定です。なお、予算の計上はありませんが、落花生の契約栽培農家に対し、奨励金を交付をする、特定農作物産地構造対策事業や肥料高騰対策事業の手続を行う協議会の事務局を農政課が担当しており、八街市の基幹産業である農業をさらに発展させるため、マンパワーを活用する施策展開も考えています。」という答弁がありました。

次に「5款1項3目農業振興費のうち、有害鳥獣駆除対策費の事業内容と減額の理由について伺う。」という質疑に対して、「主な事業として、カラスの駆除を猟友会八街支部に委託しております。減額の理由については、昨年度まで算出していた保険料を削ったことによる減額です。猟友会については会独自で保険に加入しているため、実際の対応については問題はありません。」という答弁がありました。

次に「米需給円滑化支援事業費について、事業内容を伺う。」という質疑に対して、「米の生産調整のための事業です。平成19年度の米から国による需要量に関する情報の提供に基づき、農業者、農業者団体が主体的に生産調整を行う仕組みとなっています。八街市に対しても、米の需要量が示されますので、これを水田農業推進協議会に提供しまして、JAや集荷業者が生産量の目標を決定します。なお、現在のところ八街市においては、実際には生産調整を行う農家はございませんので、生産目標数量の配分はしておりません。」という答弁がありました。

次に「農業後継者対策事業の内容について伺う。」という質疑に対して、「1点目に、後

継者対策の1つとして考えている家族経営協定を締結した方に対して、記念品を贈呈するため、需用費を計上しています。2点目に後継者対策のための活動補助金として、農業後継者対策事業補助金15万円を計上し、農村青少年育成補助金として4Hクラブに対する補助金を計上しております。」という答弁がありました。

次に「遊休農地リフレッシュ活用支援事業補助金の内容と、今後の計画について伺う。」という質疑に対して、「平成20年度に補正により、1件分を計上しましたが、新年度においても継続するものです。この本業の趣旨は、遊休農地の発生防止と解消、有効活用を図ることが目的であり、農業者等の新たな発想で遊休農地を地域資源として活用するモデルにつながる取り組みなどに対する県の補助事業です。平成21年度では、この事業を活用して遊休農地への景観作物の作付等を実施したいと2団体から要望がありました。具体的な内容については、今後詰めていきます。」という答弁がありました。

次に「5款1項4目畜産業のうち、飼料増産緊急対策事業費について、詳細を伺う。」という質疑に対して「飼料作物の自給体制強化を目的としまして、酪農家5戸で構成する組合が事業実施主体となって、共同利用機械を整備するというものであり、この組合より、実施要望がありましたので、助成を行うために計上いたしました。整備の実施要望が出ている機械は、種をまく機械1台、刈り取った飼料作物を発酵させるためにロール状にして、ラップをする機械1台、ラップしたものを移動させる機械5台です。」という答弁がありました。

次に、歳出6款商工費では「平成21年度予算編成に対して、どのような姿勢で取り組んだのか伺う。」という質疑に対して、「平成21年度においては、中小企業者に対する負担軽減を図るため、中小企業資金融資利子補給金の大幅な増額、相談業務の充実を図るために相談日を週3日から4日に増やすなど、限られた予算の中にあっても商業振興に取り組むための予算を編成いたしました。」という答弁がありました。

次に「6款1項1目商工総務費のうち、シルバー人材センター補助金について、前年度に比べ減額している理由を伺う。」という質疑に対して、「平成19年度決算時に、監査委員から補助金について、見直しの指摘を受けましたので、シルバー人材センターと協議をした結果、約150万円の減額をいたしました。」という答弁がありました。

次に「シルバー人材センターにおける就業率と事業規模並びに就労した主たる作業について伺う。」という質疑に対して、「平成19年度においては、会員375名のうち、就業についた者が341名でした。就業率にして90.9パーセントでした。受注件数は1千515件、金額にしまして、1億6千489万円でした。就いた業務は主に草刈り等の軽作業です。」という答弁がありました。

次に「6款1項2目商工業振興費のうち、八街商工会議所補助金について、会議所の事業を把握しているのか伺う。」という質疑に対して、「地域復興に関する事業、商工業の振興に関する事業、調査、広報、情報に関する事業、商工業技術普及に関する事業等です。」という答弁がありました。

次に「商店会街路灯電灯料金補助事業補助金について、詳細を伺う。」という質疑に対し

て、「補助している団体数は１０団体です。平成１９年度実施ですが、電灯料の総額４６７万９千４８６円に対し、その３分の１に当たる１５５万９千８２４円を市が補助いたしました。」という答弁がありました。

次に「消費生活苦情相談員の報酬が前年に比べ、増額している理由について伺う。」という質疑に対して、「近年における相談件数の増加及び相談内容の複雑化、多様化を受けて、平成２０年度までは週に３日であった相談日を平成２１年度から週に４日、年間約５０日増やすことにより、相談業務の充実を図るために増額しました。」という答弁がありました。

次に、歳出７款土木費では「７款１項１目土木総務費のうち、公共建設発生土整備工事の実施予定地はどこか。また、現在の要望状況について伺う。」という質疑に対して、「今年度、四木地先で農地造成を行っており、新年度においては、今年度の隣接地、約８千平方メートルを農地造成する計画です。要望については、現在のところ６名です。」という答弁がありました。

次に「７款２項１目道路橋りょう総務費のうち、道路境界確定費について、昨年度末の未登記筆数は、約１千４００件であったが、２１年度の計画と終了まで何年を見込んでいるのか。」という質疑に対して、「昨年度末における残りの筆数が１千３９７件でありました。２月２８日現在で２７件を処理し、残り１千３７０件であります。２１年度及び終了までの見込みについては、それぞれ相手のあることなので、未定です。」という答弁がありました。

次に「７款２項３目道路新設改良費のうち、道路維持修繕費が前年度に比べ、減額されているが、十分な対応ができる予算なのか伺う。」という質疑に対して、「１、２級市道を中心に補修工事を行っていきたいと考えております。市民の皆様のご要望すべてをかなえることができるかどうかはわかりませんが、可能な限り、安全な道作りを進めていきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に「７款２項４目道路排水対策費について、地球温暖化の影響もあり、災害が多くなってきているが、昨年度のようなゲリラ豪雨が発生した際の対策費は今年度に計上されているのか。」という質疑に対して、「以前から冠水が生じている現場に対し、新年度においては可能な限り実施できるように予算計上しております。平成２１年度予算書上では道路橋りょう費として３千万円を計上していますが、交付金で５千万円と流末排水対策として１億１千万円を計上しており、力を入れて改修工事を行っていきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「７款４項１目都市計画総務費のうち、耐震相談会相談員謝礼について、詳細を伺う。」という質疑に対して、「耐震相談会につきましては、平成１９年に県と共催で始まりまして、１回開催しております。平成２０年度からは、市独自で２回開催いたしました。平成２１年度においても２回開催する予定です。相談謝礼は、その際の相談員に対するものです。」という答弁がありました。

次に「７款４項２目土地区画整理費のうち、公共核施設整備事業について、八街駅北口の

公共核施設用地買い戻しについて、残りどのくらいか」という質疑に対して、「平成20年度において6千128平方メートルをすべて買い戻しいたしました。」という答弁がありました。

次に「7款4項5目公園費のうち、中央公園の遊具について、腐敗が見られ危険だが、21年度において修繕を実施する予定はあるか。」という質疑に対して、「中央公園のブランコの修繕について、現在、発注している状況です。複合木材遊具については、後日、再度、点検をいたします。」という答弁がありました。

次に「7款5項1目住宅管理費について、市営住宅各所に老朽化が見られるが、笹引団地の解体の予定はあるのか。」という質疑に対して、「現在も半数の方が入居しており、本年度も来年度も解体の予定はありません。」という答弁がありました。

次に、討論では、「アメリカ発の金融危機は日本全体を不況の渦中に引き込み、この景気後退が市民生活と中小企業の営業と暮らしを脅かし、倒産や失業など深刻な状況が広がりつつあります。市民生活を守るために市政の果たす役割は大きく、また、今ほど求められているときにはありません。国の2009年度の予算編成で、地方交付税の1兆円の増額は地方財政に一定の余裕をもたらすものであります。2008年度の地方再生対策費としての地方交付税4千億円上乗せ分、これは2009年度も継続されることになっていますし、2年連続の一定規模の増額であります。この増額措置を住民を守るための貴重な財源として活用することが、大変重要と考えます。こうした国の緊急対策がありながら、市の積極的緊急対策が盛り込まれるべきです。付託された八街市一般会計中、5款農林水産業費では、基幹産業である農業、畜産業は原油高騰での農業資材、肥料・飼料等の高騰で一層経営は厳しくなっています。その農業を守るための積極的な施策支援が求められます。6款商工費では、八街駅を中心とした商店街は、これまで八街の環境・文化をつくり上げてきた中心地でありました。その商店街が、今は人通りも少なく、シャッターが下がり、閑散としているもとで、商店街対策も急がれます。また、中小零細企業は長引く不況のもとで、短期の運転資金や市の小規模公共工事の拡充が強く求められます。この点での施策は見当たりませんし、積極的対応を求め反対をします。」という反対討論がありました。

次に「新年度予算中、環境面においては、リサイクル推進のため、本年4月から、ごみの分別区分の変更を行い、今まで埋め立てをしていたプラスチック製容器包装を資源化する予算が計上されており、リサイクル率の向上・資源循環型社会の構築に向け、積極的に取り組もうとする市の姿勢を感じ取ることができます。また、農林水産業費では、本市の基幹産業である農業を推進するために、各種補助事業の活用や助成により、農家への負担軽減を図るために必要な施策を展開するとしており、今後の成果を期待してやみません。また、商工費では、中小企業金融対策費において、中小企業者の負担軽減を図るため、融資を受けた中小企業者などに対する利子補給予算が大幅な増となっているほか、消費生活対策費では、相談内容の複雑化・多様化に伴い、相談件数が増加傾向にあるため、相談日をこれまでの週3日から週4日間に増やし、相談業務充実を図るなど、きめ細やかな行政サービスを実施すると

のことです。また、土木費においては、八街駅北側地区土地区画整理事業、都市計画道路3・4・3号八街神門線整備事業、都市計画道路3・4・9号金毘羅線整備事業などを引き続き推進するとともに、道路等の整備では継続事業である、市道文違1号線道路改良事業を推進するほか、舗装修繕や排水整備などにも積極的に取り組もうとする市の姿勢が見えます。これらは、長谷川市長の強力な指導力によるところであり、今後の手腕の発揮を期待して、議案20号、平成21年度八街市一般会計予算に賛成するものであります。」という賛成討論がありました。

次に「ここ3年の一般会計予算は、19年度マイナス7.9パーセント、20年度マイナス1.9パーセントで、21年度の一般会計がマイナス1.3パーセントと一番低い下げ幅で抑えて編成されました。未曾有の経済不況の中での、この努力は評価されるものであります。本委員会付託の中でも、衛生費については、ごみ収集変更後に伴うためのプラスの予算措置を組んでおります。農林水産業費の中でも、環境保全型土づくりや八街市食育推進計画策定事業、耕作放棄地解消対策事業などに積極的に取り組む姿勢が伺われます。また、土木費の中では、流末排水施設整備事業、道路排水施設整備事業、市道文違1号線道路改良事業など、平成20年度補正からの続きで繰越明許費として、あわせて上程され、これまでの水害等の被害が解消するように組まれており、安全な道路づくりに取り組まれ、市民の安全で安心な街づくりに努力されていることが伺われます。さらに、市民の声に、より一層耳を傾け、事業展開をさらに図っていかれることを願いながら、議案第20号、平成21年度八街市一般会計予算について賛成するものであります。」という賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第26号は、平成21年度八街市下水道事業特別会計予算についてです。

審議の過程において委員から「平成20年度における下水道使用料の収納率について伺う。」という質疑に対して、「平成20年度1月末現在の収納率については、下水道使用料現年分が84.5パーセント、滞納繰越分が28.1パーセント、合計で81.2パーセントです。」という答弁がありました。

次に「下水道本業資本費平準化債について、詳細を伺う。」という質疑に対して、「下水処理施設の減価償却期間が45年に対し、下水道事業債に係わる元金償還期限が25年と短いため、各年度で減価償却費と元金償還額との間に差額が生じることとなります。後年度の利用者が負担すべき先行投資分までも、現在の利用者に求めることは、利用者間の不公平となる可能性があり、このため、投資に対する資本費負担の世代間の公平化を図る観点から、この差額について起債措置が認められています。」という答弁がありました。

次に「公共下水道汚水整備事業費について、事業の進捗率を伺う。」という質疑に対して「平成21年度において、管路布設延長につきましては、798.3メートル延長しまして、99.2キロメートルになります。整備面積につきましては、2.94ヘクタール追加しまして、424ヘクタールになります。これにより、認可区域内整備率が83.6パーセント、都市計画決定区域内整備率が71.4パーセントの見込みであります。」という答弁があり

ました。

次に「大池排水区枝線整備工事の進捗率について伺う。」という質疑に対して、「69.5パーセントの見込みであります。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第27号は、平成21年度八街市水道事業会計予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第28号は、平成20年度八街市一般会計補正予算中、歳出4款衛生費の内1項5目から6目及び2項、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、第2表繰越明許費補正の内7款土木費、第3表債務負担行為補正についてです。

審査の過程において委員から、まず歳出4款衛生費のうち1項5目から6目及び2項では、「4款1項6目公害対策費のうち、雑草草刈事業費8万7千円減額となっているが、今年度実施した箇所はどこか。」という質疑に対して、「市民の方から1件依頼があり、四区所在の土地です。面積は341.15平方メートルで単価52円50銭で実施しております。」という答弁がありました。

次に、歳出5款農林水産業費では「5款1項3目農業振興費のうち、農業資金利子補給事業費の増額理由について伺う。」という質疑に対して、「平成20年度に利子補給の対象となっているものは19件でした。見込み件数での積算はしておりませんが、借入額が当初見込額よりも多かったためです。」という答弁がありました。

次に歳出6款商工費では、「中小企業資金融資の利子補給した件数を伺う。」という質疑に対して、「本事業につきましては、平成20年度現在で15件の利子補給を行っております。新規融資額は総額で9千950万円です。」という答弁がありました。

次に「地域商業資金・挑戦資金利子補給事業補給金について、今後も引き続き実施していくのか伺う。」という質疑に対して、「本給付金につきましては、今後も行っていきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、歳出7款土木費では「道路排水施設整備事業費が5千万円増額の補正が計上されているが、どのような計画か伺う。」という質疑に対して、「細かい積算はまだ行っていないが、平成21年度予算とあわせた約8千万円の事業費で10カ所程度の排水施設整備を行いたいと考えております。」という答弁がありました。

次に「流末排水施設整備事業費が1億1千万円増額の補正が計上されているが、どのような計画か伺う。」という質疑に対して、「二区東京都八街学園わきの排水路の整備、二区高木団地下流の水路、沖地区の流末水路、四木区の八街南病院下流の水路等を予定に組み込んで、設計を行いたいと考えております。」という答弁がありました。

次に「まちづくり総合支援事業費について、1千673万円減額されているが、電線類地中化整備は、平成20年度に150メートルの整備を予定していたが、実際にどの程度、整備したのか伺う。」という質疑に対して、「他の埋設管との調整を図ったため、平成20年度は73.3メートルを整備いたしました。」という答弁がありました。

次に「住宅施設整備事業費の減額補正については、入札による執行残によるものということだが、市営住宅の整備に関しては、もっと積極的な対応が必要と考えるのがいかか。」という質疑に対して、「予算内において、住環境の整備に努力してまいります。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

請願第21-1号は、地元中小業者の仕事確保に向けた支援を求める請願です。

これは、公共事業は、福祉・生活密着型に転換し、小規模工事や一定金額以下の物品は、地元中小業者への発注を優先するなど、中小業者の仕事確保に向けた支援を抜本的に強めることを要望するものです。

審査の過程において委員から「業者の今の立場は大変なものがあります。テレビでも自殺者が増えてきており、3月の決算期には、さらに増えてくるのではないかという報道がされていました。また、派遣切り、親の失業による学校中退等も大きな社会問題になってきております。そういった中で仕事おこし、雇用の問題、助成金等について、積極的な対応をしている自治体も多数ありますし、本請願事項は地元中小業者にとっては本当に切実な願いであると思います。」という発言がありました。

次に、討論では、「我が国の経済は、アメリカのサブプライムローン問題を背景とした金融危機をはじめ、消費者物価指数の上昇による個人消費の低迷、株価の大幅下落など、経済状況は極めて厳しい状況となっております。このような状況を打開するため、国策による景気対策や雇用対策など、各種施策を打ち出しており、本市におきましては、来年度には、これら施策を活用し、地域経済の安定及び維持が図られるものと思われまます。また、請願事項にあります公共事業の福祉、生活密着型への転換につきましては、3月追加補正で地域活性化・生活対策臨時交付金において、集中豪雨等による道路冠水の浸水被害に対処するための道路排水・流末排水整備、将来を担う子どもたちの安全確保を図るための構造耐震診断、また、構造耐震診断の結果、耐震補強が必要とされた施設の補強工事に係る実施設計業務が計上されています。平成21年度予算においては、都市計画道路整備事業、市道文違1号線道路改良事業、交進小学校校舎改築事業など、市民の生活に密着したものとなっております。また、指名競争入札において指名業者の推薦及び選定に当たっては、公平・公正性を確保しながらも、市内業者を優先的に加えることに配慮しています。小規模工事等契約希望者登録制度につきましては、登録できる者として、市内に主たる事業所または住所を有する者ということで、市内業者に限定されております。届け出につきましても、申請書1枚のみであり、これ以上の簡略化はできないものとなっております。また、市で発注する消耗品・修繕等につきましても、可能な限り、市内業者にお願いしていると認識しております。以上、請願第21-1号の請願事項につきましては、本市ででき得る施策は既に可能な限り実行しておることから、反対するものであります。」という反対討論と、「請願事項は、中小業者の仕事確保に向けた支援を抜本的に強めてほしいこと、公共事業は生活密着型にしてほしいこと、小規模公共工事は簡易な届け出で登録してほしいことといった切実な願いです。今、100

年に一度と言われる急激な景気後退の中で、地元で営業してきた中小零細業者は生きるか、死ぬかの崖っぷちに立っています。国税庁の調査でも、中小企業の7割が赤字であると認識しています。こうした、経営に大きな打撃を受けている中小業者に向けた仕事確保・支援は経営の一助になり、再生を図ることができます。そもそも、商店街をはじめ、地元中小業者は人々が安心して働く場所を提供し、生活を楽しめる快適な環境を作り、明日の活力を生む文化をつくり上げてきました。請願された事項は、まさしく公共事業などの網の目から漏れた地元中小業者を応援する、ごく一部であり、内容的に充実できるものであり、積極的対応が求められるものである。業者は命がかかっています。よって賛成するものです。」という賛成討論がありました。

採決の結果、賛成少数のもと、不採択と決定しました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げました。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。まして、委員長報告を終わります。

○議長（山本邦男君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。委員長報告に対する質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんのでご了承願います。

最初に、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

質疑なしと認めます。

これで、総務常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

質疑なしと認めます。

これで、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

質疑なしと認めます。

これで環境建設常任委員長報告に対する質疑を終了します。

議案第12号を除く、議案第2号から議案第29号及び請願第21－1号の討論通告受付のため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いします。

しばらく休憩します。

(休憩 午後 1時44分)

(再開 午後 2時16分)

○議長（山本邦男君）

再開します。

これから、討論を行います。

議案第3号、議案第4号に対し、丸山わき子議員から。議案第15号に対し、京増藤江議員、川上雄次議員から。議案第18号に対し、右山正美議員から。議案第20号に対し、丸山わき子議員、中田眞司議員、川上雄次議員から。議案第21号に対し、京増藤江議員、小高良則議員から。議案第23号に対し、京増藤江議員、山本義一議員から。議案第24号に対し、京増藤江議員、山口孝弘議員から。議案第25号に対し、右山正美議員、川上雄次議員から。議案第29号に対し、京増藤江議員、山口孝弘議員から。請願第21－1号に対し、古川宏史議員、右山正美議員から討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、丸山わき子議員の議案第3号、議案第4号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは、私、議案第3号、八街市一般職給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対討論するものであります。

この条例改正は、21年3月31日までの期限付き地域手当減額措置を恒久化するものですが、地域手当は、国家公務員の給与に民間賃金の地域間格差を反映させるとの理由で、国が従来の調整手当にかえて支給することにしたものであります。

しかし、国の21年度の地方財政計画は、集中改革プランに基づく職員と給与の削減を求めており、こうした国の動向を踏まえたものです。八街市職員の削減率は12.2パーセントにもなっており、地域手当の減額は6千万円にもなります。国は、八街市職員に対し、3パーセントの地域手当とする「地域給」の導入を求めており、従わなければ地方交付税を削減するというものです。そもそも地方交付税は、自治体の財源を国が保障するという制度であり、職員の給与とは何ら関係はなく、ペナルティーで圧力をかけ、有無を言わせないというやり方で職員の給与を決定するという国のやり方は納得いきません。「労働基本権を制約」された公務員労働者の給与制度や給与水準について、一方的に論断し、制度改悪に道を開こうとするもので、「労働基本権のあり方」を全く否定するものであり、公務員労働者の権利破壊の動きに断固抗議するとともに条例制定に反対するものであります。

議案第4号の八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対いたします。

この条例改正は、管理職手当の削減を延長するものですが、この間、職員削減などによる労働強化が深刻になる中で、官民格差などを理由にした給与の削減が続いており、容認できません。公務員賃金が地域における労働者の賃金の底上げや均等優遇の実現など、住民の暮らしと地域経済の再生にとって重要な意義を持っております。

市長は、集中改革プランを掲げながらも、不急の八街駅前の開発を進め、本市の真の財政健全化の道を大きくゆがめてきました。住民サービスを切り下げ、住民負担を増やし、市職員に犠牲を押し付けるやり方を中心としたものです。「お金がない」「行財政改革だ」と住民と市職員に犠牲を押し付けるやり方は到底容認できません。自治体の労働者が安心して住民のための仕事に就くことができるよう、その保障をすべきであります。

この立場から反対するものであります。

○議長（山本邦男君）

次に、京増藤江議員の議案第15号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、私は、議案第15号、平成20年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について反対討論をいたします。

昨年4月から始まった後期高齢者医療制度は、政党として初めから反対したのは日本共産党だけでしたが、その後、「高齢者を差別する姥捨て山の制度は許せない」と国民の大反対運動が起き、参議院では「後期高齢者医療制度廃止法案」が採決されました。政府は、保険料の軽減等若干の手直しをしましたが、すべての高齢者から保険料を取る、保険料を払えない人からは保険証を取り上げる、受けられる医療を制限するなどの問題の解決はいまだされていません。

このような中、歳入で保険料が約6千万円、2割減額となっています。歳出で徴収費のみ約179万円の増額です。このように、後期高齢者医療制度は始まったばかりなのに大幅な見直しをせざるを得ないほど、国民にとって受け入れがたい制度です。それにも関わらず、徴収を強化するという高齢者を痛めつける制度であり、長年社会に貢献された高齢者への思いやりのかけらもない制度です。

国民皆制度を守るために大切な制度であるなどの賛成討論がありましたが、以前の老人保健制度では、75歳以上の高齢者は保険証を取り上げられることはありませんでした。保険料を払えない人から保険証を取り上げる、この後期高齢者医療制度は、皆保険制度とは言えません。

以上の理由から、議案第15号、平成20年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算に反対いたします。

○議長（山本邦男君）

次に、川上雄次議員の議案第15号に対する賛成討論を許します。

○川上雄次君

議案第15号、平成20年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について賛成討論をいたします。

我が国における国民皆保険制度は世界に冠たる制度であり、その中で少子高齢化に対応するために後期高齢者医療制度は長年の議論、調整の中で発足した制度であります。当初は、周知徹底に時間がかかり、さまざまな論議もありましたが、大多数の皆様のご理解により、

さまざまな工夫をされてスタートしております。

さらに、各種軽減制度により、本市にあっては約８割の被保険者の方の保険料が軽減されております。これらの現状を踏まえ、この国民皆保険制度を守る意味からも、この補正予算は必要なものであり、賛成するものであります。

○議長（山本邦男君）

次に、右山正美議員の議案第１８号に対する反対討論を許します。

○右山正美君

私は、議案第１８号、下水道事業特別会計補正予算の予算に対して反対をするものであります。

反対の理由は次のとおりであります。

繰越明許費で下水道使用料改定業務の総務管理費が計上されています。今までにないような大不況が押し寄せている状況のもとで、市民生活は深刻です。下水道使用料は１９年度８５．４パーセントが、２０年度は８４．５パーセントと収納率も低下しています。これで下水道の料金引き上げて市民負担を増やせば、収納率の低下を招くことは明らかであります。

この経済悪化の状況のもと、やるべきことは市民負担を軽減し、市民支援の施策こそ求められることであります。繰越明許費の下水道使用料改定業務は一旦凍結すべきであります。

よって議案第１８号に反対をするものであります。以上です。

○議長（山本邦男君）

次に、丸山わき子議員の議案第２０号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは、私、議案第２０号、八街市一般会計予算案への反対討論を行います。

日本経済は、急速に悪化し、深刻な落ち込みを見せており、昨年１０月から１２月期のＧＤＰは、１２．７パーセントの大幅なマイナスとなっています。この間の構造改革路線が、内需・家計をないがしろにし、日本の経済を極端な外需頼みの構造が、アメリカ発の金融危機という津波から、国民の暮らしと経済を守る防波堤を崩しています。今日の危機の深さと広がり深刻さ、また、今後において長期化が避けられず、予測できない事態となっています。

こうしたもとで編成されている八街市の２１年度予算案は、東小学区への児童クラブの設置、保育園のエアコン設置、交進小プレハブ教室の改築、妊婦検診の１４回無料化への拡充、特別支援教育支援員の配置など大変評価できる面もありますが、市民の暮らしを守るという地方自治体の役割を果たせない予算となっています。

特に景気がどこまで落ち込むか先が見えない金融・経済が進んでいるもとで、スピードのある景気対策が最優先課題で取り組むことが求められています。しかし、八街市を統率する市長にはその危機感はありません。市民の暮らし・経営を守るために、対策本部を設置し、全庁一丸となった取り組みが必要であります。

大きな２つ目の問題として、市民の切羽詰まった暮らしが拡大するもとで、税金の使い方

が問われております。

1点目に、厳しい市財政としつつも、相変わらず駅北側区画整理事業への取り組みを進めるとともに、市長の給与・交際費・市長車は全く見直しもされず、聖域化したままとなっています。区画整理事業は今後10億円の事業費の投入が見込まれ、これからも市財政を大きくゆがめていくことは明らかなです。事業の凍結・聖域化されている市長の給与・交際費は最優先で検討されるべきであります。

2点目に委託のあり方です。前年度に続き、総合計画づくりが進められていますが、市民との協働でつくり上げた市民が実感できる計画こそ必要であり、策定業務委託費328万円は計上すべきではありません。また、庁舎清掃業務はオーエンスへの委託が8年目となり、さらに、公民館・図書館・老人福祉センター・スポーツプラザは4年目になります。これでは業務の独占であり、入札の透明性・競争性・公平性は大変疑問です。仕事確保に苦しむ地元業者への配慮をすべきであり、契約業務の改善を早急に求めるものであります。

3点目に負担金についてです。ハッ場ダム建設への710万円が予算化されていますが、今後4千400万円、総額2億2千200万円の負担となります。水余りの状況で水確保の必要はありません。200年に一度規模の大雨にも現在の河川で対応可能であることが明らかとなっております。ダム建設の理由はなく、きっぱりとダム建設撤退を県に要求すべきであります。

大きな3つ目の問題として、市民の暮らしを守る施策と予算確保についてであります。

まず、八街市の狭い、危ない道路への安全対策についてです。新年度では、カーブミラーの予算が大幅に削減されており、市民の要望には到底応えられるものではありません。また、市民から危険箇所と指摘されているところには、高規格のミラーを積極的に設置すべきであります。

2点目には、障がい者施策についてです。障がい者に応益負担を求める障害者自立支援法は、障がい者にとって大変な負担となっています。国に制度の見直しを求めるとともに、低所得者に対し、市独自の利用料軽減策を実施すべきであります。

3点目に、国保特別会計への繰り出しについてであります。法定外の繰り出しは、昨年引き続きゼロとなっていますが、法定外の繰り出しを復活させて払い切れないという市民の悲鳴に応えるべきであります。

4点目に、後期高齢者医療特別会計への繰り出しです。75歳以上の高齢者を差別し、矛盾だらけの制度は廃止すべきであります。当面、繰り出しを増やし、保険料の軽減を実施すべきであります。

5点目には、介護保険の低所得者利用負担対策助成制度についてです。この制度は20年度7月で打ち切りとなっています。しかし、保険料が払えず、サービスを利用できない人を介護保険制度から排除するものであり、弱者を切り捨てることはあってはなりません。この制度を復活させ、だれもが安心して利用できるよう復活させるべきであります。

6点目に衛生費です。がん検診・特定健診の自己負担が20年度から導入され、検診率が

下がっています。有料化をすれば払いきれない市民は検診を受けることを躊躇することは明らかです。「自分の健康は自分で守る」という市長の持論ですが、そのきっかけを作っていくのは、自治体の仕事であります。検診への自己負担をなくし、市民の健康を守る取り組みを重視すべきであります。また、21年度からクリーンセンターでのプラスチック類の焼却を始めるとしていますが、CO₂の発生は今まで以上に増大します。京都議定書に基づく地球温暖化対策に逆行するものであります。まずやるべきは、市全体のCO₂削減の計画を明確化させるべきであります。

7点目に、八街市の基幹産業である農業・商工業の経営悪化に対する支援です。畜産農家への資料増産緊急対策事業費が計上されていますが、飼料高騰への支援は切実であり、畑作農家の農業機材・肥料等への支援とともに、商店街中小零細業者へのきめ細かな対策が必要です。短期の運転資金や小規模公共事業の拡充への積極的な取り組みが求められています。

8点目に、道路修繕に関わる土木費は、20年度より大幅な削減となっています。「住民の要望に応え切れるかわからない」と答弁がありましたが、市道整備は安全確保の上からも予算確保は切実な状況であります。また、文違1号線は大関調整池を潰して改良されました。このことにより、大雨による冠水は、調整池の周辺・上流では一層拡大しております。人的災害を放置すべきではありません。緊急の対策と計画的な解消を図る予算措置が必要であります。

9点目に教育費であります。不登校の子供に対応する人員や居場所確保など、抜本的な対策が求められます。また、未曾有の経済悪化の中、給食費が払えない家庭が増えているのにも関わらず、就学援助費は20年度より減額となっています。支給額の拡充と支給世帯枠の拡充が必要です。さらに教育施設整備事業費は大幅な減となっており、各学校の補修要望には到底応えるものとなっております。

市民の暮らしを守るためにあらゆる力を尽くし、しっかりと市民生活を支える市政を求め反対するものであります。

○議長（山本邦男君）

次に、中田眞司議員の議案第20号に対する賛成討論を許します。

○中田眞司君

賛成討論を申し上げます。

私は、議案第20号、平成21年度八街市一般会計予算に賛成するものです。

本市の財政状況は、まず歳入面では、収納率の向上を図るという、大変大きな問題を抱えており、また、歳出面でも扶助費、物件費において、今後も着実に増加することが見込まれ、さらに、平成22年度まで公債費が確実に上昇するということになっており、大変厳しい財政状況はしばらくの間、続くものと考えられます。

そのような中で、新年度においても、歳入面においては、地方財政計画に基づく地方交付税関係予算については、過大見積もりに注意した予算計上をしているほか、各基金からの繰り入れにより、財源不足に対応しているとともに、特に歳出面では、全般にわたる経費の節

減合理化の推進や既存の制度・施策の見直しに努めた上で、義務的経費及びシーリング対象となる経費を除き一件査定を実施し、生み出した財源を重点的・効果的に配分した結果、まず、便利な快適な街づくりとして、八街駅北側地区土地地区画整理事業、都市計画道路 3・4・3 号八街神門線整備事業、都市計画道路 3・4・9 号金毘羅線整備事業などを引き続き推進するとともに、道路等の整備事業では、継続事業である市道文違 1 号道路改良事業の完成を目指し、引き続き推進するとともに、市道の維持修繕の実施。

次に、安全で安心な街づくりとして、防犯灯・カーブミラーの設置事業については、厳しい財政状況にあっても、前年度並みの予算を確保し、引き続き重点的に取り組むこととしたほか、平成 20 年度の 4 中学校及びスポーツプラザに引き続き、市内沖分校を含む 9 小学校に AED の設置、また、消費生活苦情相談日を週 3 日から 4 日に増やし、充実を図ったこと。

次に、健康と思いやりにあふれる街づくりとして、次世代育成支援対策として、妊婦の保健対策の充実を図るため、妊婦健康診査については、5 回から 14 回に増やすこととしたほか、児童クラブにおきましては、八街東地区に新たに開設するとともに、母子自立支援員を配置し、家庭児童福祉相談業務の実施。

次に、豊かな自然と共生する街づくりとして、クリーンセンター処分場の延命化及びリサイクルの推進を目的とした廃プラスチックの収集の開始。

次に、心の豊かさを感じる街づくりとして、まず、交進小学校の校舎老朽化に伴う改築事業を実施するとともに、発達障害を含むさまざまな障がいのある児童・生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別教育支援員を 1 名増員し、充実を図ること、さらに、給食補助員を 2 名増員分の予算計上、その他、スポーツプラザにおけるテニスコートの夜間利用を可能にする照明設置に伴う配線管工事、「八街市史 資料編 近世二」の発行、図書館の開館時間の延長を週 1 日を 2 日に増やし充実を図ったこと。

次に、活気に満ちあふれる街づくりとして、北総用水土地改良事業、園芸用廃プラスチック適正処理事業、八街駅南口の商店街空き店舗活用に対する補助の引き続き実施、また、八街市における食育の総合的かつ計画的な推進に向けて、八街市食育推進計画策定委員会を設置するほか、飼料作物の自給体制強化を目的とした機械・施設等の整備、稲わら収集組織の取り組みに対しての助成。

次に、市民とともにつくる街づくりとして、産業まつりの開催や、ふれあい夏まつりの支援、また、地域集会施設として、泉台地区のコミュニティセンター建設費補助の実施。

最後に、市民サービスの充実した街づくりとして、市民課窓口における交付呼出表示システムの更新を実施し、市民の方へのサービスの充実、また、平成 21 年度から開始されるコンビニ収納関連経費の予算計上、さらに、国民投票に係る投票人名簿システム改修、総合行政ネットワークシステム機器更新の実施など、暮らし、福祉、教育分野も含め、限られた財源の中でも、市民の要求に応えるべく、バランスのとれた各種施策が随所に見られます。これらは長谷川市長の強力な指導力によるところであり、今後の手腕の発揮を期待して、議案第 20 号、平成 21 年度八街市一般会計予算に賛成するものでございます。

○議長（山本邦男君）

次に、川上雄次議員の議案第20号に対する賛成討論を許します。

○川上雄次君

私は、議案第20号、平成21年度八街市一般会計予算に賛成討論をするものであります。

本市の財政状況は、三位一体改革に伴う本格的な税源移譲が行われてから、厳しい財政状況が続いております。新年度においても、各基金からの繰り入れにより、財源不足に対応するなどの状態が続いており、歳出面を見ると全般にわたる経費の節減合理化の推進や既存の制度、施策の見直しを行い、生み出された財源を重点的に、効果的に配分している工夫が見られます。

まず、健康と思ひやりにあふれる街づくりについては、乳幼児の保険対象の充実や就学前までの医療助成を引き続き実施するとともに、妊婦健康診査については、公費負担回数を5回から14回へと増やし、子宮がん検診については、対象範囲を30歳以上から20歳以上へと拡充しております。

また、保育園においては、八街・実住・朝陽・交進保育園の5歳児室にエアコンを設置することにより、市立保育園すべての保育室にエアコンが完備され、保育環境が充実されております。

教育費については、政府与党の学校耐震化補助率の嵩上げを活用した補助事業等が継続的に措置されており、小学校費では、老朽化した交進小学校仮設校舎の改築事業費が計上されており、学校施設の耐震化促進を図るため、八街中学校の耐震補強設計、また旧耐震基準である小学校校舎等の耐震診断が計画され、安全な学校施設の整備に向けた取り組みが予算化されております。

社会教育においては、青少年健全育成都市宣言の実現に向け、放課後子ども教室による子どもたちの居場所づくりの事業などが、継続展開するとともに、新たに地域コーディネーター講座の開設、八街市史資料編近世二の発行が予算化されております。

保健体育においては、スポーツプラザの多目的広場の夜間照明設置に続き、テニスコートへの照明設備に向けた工事費が計上されるとともに、生涯学習社会への構築を視点に置いた多様な取り組みが効果的に実施されているものと判断されます。

これらを踏まえ、今後も長谷川市長の強力な手腕の発揮を期待して、議案第20号、平成21年度八街市一般会計予算に賛成するものでございます。

○議長（山本邦男君）

次に、京増藤江議員の議案第21号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、私は、議案第21号、平成21年度八街市国民健康保険特別会計予算に対して反対討論いたします。

社会保障及び国民保健の向上を目的とする国民健康保険制度ですが、国保税とともに介護保険料を徴収され、さらに昨年から74歳以下の人は、後期高齢者医療への支援金の負担が

始まりました。国は、１９８０年代に国保への国庫補助を医療ベースで４５パーセントから３８．５パーセントに削減しました。その結果、八街市においては、払いたくても払えないほど国保税が引き上げられ、収納率が悪化し、平成１９年度の収納率は過年度分を合わせると４５．６９パーセントに落ち込みました。国保税を１年以上滞納すると窓口負担が１０割になる資格証明書を発行されますが、平成２０年１１月２１日現在、４１９世帯に交付されました。そのうち、所得が２００万円以下の世帯への交付は３６．５パーセントとなっています。国保税を払えない低所得者を苦しめることは許されません。市民の命と健康を守るために、資格証明書の発行を中止し、正規の保険証交付を求めます。

八街市は国保税を約６３パーセント引き上げた平成１６年度から１９年度までの一般会計からの繰り出しを約８億円削減し、２０年度、２１年度も「その他一般会計」からの繰り出しはありません。徴収強化をするだけでなく、繰り入れをして、１世帯１万円の引き下げをして、少しでも払いやすい国保にすることを求めます。

八街市は努力していますが、収納率が低下するとペナルティーとして、調整交付金を削減されますが、削減によって国保運営に支障を来しています。国民の生存権、社会保障、国民保健の向上を保障しなければならない国が、国保へのペナルティーを課すべきではありません。ペナルティーをやめるよう、国に要求すべきです。

常任委員会で若干であるが、保険税の増収を見込んでおり、一般会計からの繰り入れをしていないので賛成するなどの賛成討論がありましたが、保険税が高過ぎて、払いたくても払い切れない。引き下げてほしいという市民の声を無視していると言わざるを得ません。

以上の理由から、議案第２１号、平成２１年度八街市国民健康保険特別会計予算に反対いたします。

○議長（山本邦男君）

次に、小高良則議員の議案第２１号に対する賛成討論を許します。

○小高良則君

私は、議案第２１号、平成２１年度八街市国民健康保険特別会計予算について賛成を申し上げます。

現行の国民健康保険法が昭和３４年度に制定され、国民皆保険としての国保制度が定着し、今日に至っております。その間、八街市にあっては厳しい財政状況にあっても、国民健康保険事業の健全な運営を確保してきたところであります。

国民健康保険の予算は、保険税等の収入に応じて医療給付費等の支出を抑制することができず、支出にあわせて収入を確保しなければなりません。保険給付費等支出が増えれば、保険税を値上げするか、一般会計からの繰り入れにより賄うかを選択することとなります。

そこで、今回提案されております、平成２１年度当初予算ですが、保険給付費が増える見込みの中、税の徴収部門の独立や市税等徴収対策本部の成果を反映し、保険税においては若干ではありますが、前年度より増額を見込んでおり、また、一般会計からの赤字補てん的な繰り入れをすることなく組まれております。

また、保健事業としての特定健診も国民健康保険加入者のみとなった今年度も例年と遜色ない受診率となっており、本予算により、さらなる努力が期待されるところであります。

来年度から導入されるコンビニ収納を契機として徴収率を引き上げ、負担公平性の確保のため、収納に力を入れていただきたいところでもあり、これらの期待も含め、平成21年度国民健康保険特別会計予算は適切であると判断し、賛成いたします。

○議長（山本邦男君）

次に、京増藤江議員の議案第23号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、私は、議案第23号、平成21年度八街市後期高齢者医療特別会計予算に対して反対討論をいたします。

75歳以上の高齢者を対象にした後期高齢者医療制度は、広域連合によって進められているため、住民には大変見えにくい制度となっております。その内容は扶養家族になっている人からも扶養から外して、新たに保険料を取る。保険料を1年間納められなかった人から保険証を取り上げる。受けられる医療を制限するなどの内容です。この制度を作るとき、政党としては、日本共産党だけが反対しましたが、内容が明らかになるにつれ、世界に例を見ない差別医療であり、社会に貢献してこられた高齢者を姥捨て山に行かせる制度は許せないと国民的運動に発展し、参議院では4野党が協力し、後期高齢者医療制度廃止法案が採決されました。一刻も早く廃止すべき制度ですが、当面、高齢者が安心して医療を受けられるようにするために改善が必要です。

新年度予算において、普通徴収の収納率を80パーセントと見ています。払いたくても払えない人が保険証を取り上げられないよう、低所得者に対する市独自の軽減策を求めます。

常任委員会で、広域連合との協力により、制度の円滑な実施ができる予算であるなど、賛成討論がありましたが、既に参議院で後期高齢者医療制度の廃止法案が採決されたとおり、制度の円滑な実施ではなく、廃止こそが求められています。

以上の理由から、議案第23号、平成21年度八街市後期高齢者医療特別会計予算に反対いたします。

○議長（山本邦男君）

次に、山本義一議員の議案第23号に対する賛成討論を許します。

○山本義一君

議案第23号、平成21年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について賛成討論をします。

後期高齢者医療制度は、後期高齢者自らが負担能力に応じて保険料の負担をすることを基本としつつ、保険制度間の公平な負担が確保されることを目的として、今年度から開始されたところであります。しかし、制度開始前後から、被保険者をはじめ、他方面からさまざまな意見等が寄せられ、これを受け、内閣や厚生労働大臣による制度見直しが進められ、保険料など、具体的な検討の結果、保険料軽減措置、保険料徴収方法、患者負担のあり方など、

遂次改善策が実施されており、制度開始前に比べ、よりよいものへと改善されました。

平成21年度当初予算ですが、その大半は千葉県後期高齢者医療広域連合の調整により計上されているものであるように見受けられ、また、広域連合の協力のもと、本制度をさらに円滑に進め、国民の保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図っていくには、必要不可欠であると認められますので、平成21年度後期高齢者医療特別会計予算に賛成いたします。

○議長（山本邦男君）

次に、京増藤江議員の議案第24号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、私は、第24号、平成21年度八街市介護保険特別会計予算に対する反対討論をいたします。

制度の見直しによって、4月から第4期介護保険制度が始まります。今回の見直しにより、保険料を5パーセント、187円引き上げようとしています。諸物価の高騰、高齢者の負担増の中、八街市では普通徴収の3分の1が保険料を滞納しており、県下ワースト1となっています。このような状況で保険料引き上げはすべきではありません。

調査項目が82から74項目へ減少、認定調査員テキストの変更などにより、利用者の実態に合った判定とはなりません。本人、家族、主治医、ケアマネージャー等の意見がきちんと反映されなければなりません。

介護保険制度は、見直しのたびに保険料引き上げ、受けられるサービスを制限したりと、安心して介護を受けたいという国民の願いを受け止める制度になっておりません。この根本には高齢者の増加によって毎年2千200億円自然増となる社会保障費を削減するという小泉構造改革があります。国民に格差と貧困を広げた構造改革は、お金がなければ病院にも行けず介護も受けられない悲惨な状況を生み出しています。市民が安心して介護を受けられるよう、低所得者への介護保険料、利用料の軽減を求めます。

常任委員会で、要介護人口の増、サービス利用増加に対応した予算となっているなど、賛成討論がありましたが、制度の見直しに当たって保険料を値上げした上に、実態に合った介護を受けられる保証はありません。

以上の理由から、議案第24号、平成21年度八街市介護保険特別会計予算に反対いたします。

○議長（山本邦男君）

次に、山口孝弘議員の議案第24号に対する賛成討論を許します。

○山口孝弘君

私は、議案第24号、平成21年度八街市介護保険特別会計予算につきまして、賛成の立場から討論いたします。

平成21年度から23年度までを期間とする第4期介護保険事業計画において、65歳以上の高齢者人口は、平成23年10月見込で、1万4千697人、高齢化率は18.6パーセントであり、要支援・要介護認定者数は2千56人が見込まれております。

介護保険制度が発足した平成１２年度末の高齢者人口の９千１３５人、要支援・要介護認定者数８３９人と比較しますと、高齢者人口は１．６１倍に、要支援・要介護認定者数は２．４５倍に増加する等、より一層の高齢化の進展が推測されております。

平成２１年度介護保険特別会計予算は、歳出においては、第４期介護保険事業計画を受けて保険給付費で、前年度より１億５千２６万５千円増の２６億１４０万８千円を見込み、サービス利用の増加に対応した、総額２６億８千６万７千円の計上であり、歳入においては、保険給付の支給を賄うべく、国、県、支払基金及び市の負担金を負担割合に応じて計上、保険料にあつては、第１号被保険者の増加、改定により前年度より９．４パーセント増の５億７千５８万４千円を見込み、なお不足する財源として、介護給付費準備基金から２千６０２万８千円を繰り入れることにより均衡を図っております。

以上のことから、介護保険財政の健全性、持続性を確保すべく努力されており、私は、平成２１年度八街市介護保険特別会計予算に賛成いたします。

○議長（山本邦男君）

次に、右山正美議員の議案第２５号に対する反対討論を許します。

○右山正美君

議案第２５号、八街市給食センター事業特別会計予算に反対するものであります。

今の経済悪化のもとで、親の失業や廃業が続き、そのため、家庭崩壊が社会問題となっており、悲しい事件も後を絶ちません。家庭は不況の嵐に巻き込まれています。こうしたもとで、学校給食の収納状況は、１７年度以降、滞納児童・生徒は約２００人増加、収納率も１．６パーセント低下をしております。学校と家庭と連携を取り合いながら、就学援助制度の適応など、きめ細かな対応が強く求められているところであります。

ところが給食センターは、学校給食受給確認書という誓約書を全家庭から取って押印まで求めています。教育の一環としての給食に対して誓約書まで書かせることは問題であります。

また、これにより収納率が上がると思えません。善処を求めて反対をするものであります。

○議長（山本邦男君）

次に、川上雄次議員の議案第２５号に対する賛成討論を許します。

○川上雄次君

私は、議案第２５号、平成２１年度学校給食センター事業特別会計予算について賛成するものです。

議案第２５号を見ると、学校給食を提供するための給食施設の衛生管理や食中毒の発生防止、また、機械の修繕、有害害虫防除業務や厨房機器清掃業務等を継続して行っており、常に衛生的で安全な施設の維持管理に努めております。また、食材についても、小麦・乳製品などの高騰により、給食業務を圧迫している中で、地産地消に努めるなど、安価で安心のできる材料を使用した給食の供給ができるための配慮が伺えます。

給食費未納者に対しては、納付を促す通知・戸別訪問による滞納整理・電話での督促・納

付相談による納付誓約書の取り交わしなどが行われており、また、今年度から学校給食費受給確認書を保護者と取り交わすなど、未納者解消のための努力が伺えます。

本議案は、過日の委員会では、委員長報告のとおり慎重審議と、さまざまな角度から熱心な論議の上で、全会派の賛同を得て、全会一致で可決したところであります。今、一部の会派から反対があるのは、全く理解に苦しむものであります。

以上のことから、議案第25号、平成21年度学校給食センター事業特別会計予算に賛成するものであります。

○議長（山本邦男君）

次に、京増藤江議員の議案第29号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、私は、議案第29号、八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に対する反対討論をいたします。

この条例は、第4期介護保険開始に当たり、給付費の伸び及び介護報酬改定等の影響により、介護保険料5パーセント、187円引き上げというものです。しかし、昨年8月、厚労省は介護給付費準備基金取り崩し要請文書を出しています。当該基金は、造成された期に被保険者に還元されるべきものとしています。

また、次期保険料の不足については、財政安定化基金からの貸付金の制度活用を促しております。この立場に立った、次期保険料の決定をすべきです。

八街市では、普通徴収の3分の1が保険料を滞納しており、県下ワースト1という深刻な状況への対応、また保険料を払えないためにサービスを利用できない人への施策もないまま、引き上げは絶対に認められません。保険料引き上げではなく、低所得者への介護保険料軽減を求め、議案第29号、八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に反対いたします。

○議長（山本邦男君）

次に、山口孝弘議員の議案第29号に対する賛成討論を許します。

○山口孝弘君

議案第29号、八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場から討論をいたします。

日本の少子高齢化は急速に進み、本市においても核家族化が進むのと同時に、介護されるべき人が介護されないという状態になることを避けるために、介護保険制度が大変大きな機能をしているところであります。

また、介護を受ける方の老化と同時に介護の経費の増加も著しいものがあり、今回の改定に当たっては、第4段階の激変緩和措置にかわり、特例第4段階により、負担も3万8千700円と全体の27.32パーセントの方が軽減されるという配慮がされております。

また、基金から3年間にわたり、1億7千万円の繰り入れも行うことになっており、今回の改定については、さまざまな工夫がされています。

よって、議案第29号、八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について賛成い

たします。

○議長（山本邦男君）

次に、古川宏史議員の請願第21-1号に対する反対討論を許します。

○古川宏史君

私は、請願第21-1号、地元中小業者の仕事確保に向けた支援を求める請願に反対の立場から討論をさせていただきます。

我が国の経済は、アメリカのサブプライムローン問題を背景とした金融危機をはじめ、消費者物価指数の上昇による個人消費の低迷、株価の大幅下落など、経済状況は極めて厳しい状況となっております。

このような状況を打開するため、国策による景気対策や雇用対策など、各種施策を打ち出しており、本市におきましては、来年度には、これら施策を活用し、地域経済の安定及び維持が図られるものと思われまます。

また、請願事項にあります公共事業の福祉・生活密着型への転換につきましては、3月追加補正で地域活性化・生活対策臨時交付金において、集中豪雨等による道路冠水の浸水被害に対処するための道路排水・流末排水整備、将来を担う子どもたちの安全確保を図るための構造耐震診断、また、構造耐震診断の結果、耐震補強が必要とされた施設の補強工事に係わる実施設計業務が計上されています。

平成21年度予算においては、都市計画道路整備事業、市道文違1号線道路改良事業、交進小学校校舎改築事業など、市民の生活に密着したものとなっております。

また、指名競争入札において、指名業者の推薦及び選定に当たっては、公平・公正性を確保しながらも、市内業者を優先的に加えることに配慮しています。

小規模工事等契約希望者登録制度につきましては、登録できる者として、市内に主たる事業所、または住所を有する者ということで、市内業者に限定しております。届け出につきましても、申請書1枚のみであり、これ以上の簡略化はできないものとなっております。

また、市で発注する消耗品・修繕等につきましても、可能な限り、市内業者をお願いしていると認識しております。

以上、請願第21-1号の請願事項につきましては、本市ででき得る施策は既に可能な限り実行しておることから、反対するものであります。以上です。

○議長（山本邦男君）

次に、右山正美議員の請願第21-1号に対する賛成討論を許します。

○右山正美君

請願第21-1号、地元中小業者の仕事確保に向けた支援を求める請願のことに賛成をするものであります。

今、100年に一度と言われる急激な景気後退の中で、地元で営業してきた中小零細業者は生きるか、死ぬかの崖っぷちに立たされています。国税庁の調査でも、中小企業の7割が赤字であると認識しています。千葉県の上営業業者のアンケートでも、昨年と比べ、売り上げ

が減ったと答えた人は72.4パーセント、利益も76.8パーセントの人が減ったと答えています。今後の経営の見通しはという問いに、85.8パーセントの人が悪くなる一方で負担であるとしています。このように経営悪化へと追い詰めているのが実態であります。

こうしたもとの、市が発注している小規模公共工事は平成19年度に217件、1千262万3千111円、20年度は12月末現在で187件、1千18万9千99円となっており、地元中小業者の大きな支援となっています。経営に大きな打撃を受けている中小業者に向けた仕事確保や支援は経営の一助となり、再生を図るチャンスを得る機会となっています。

国の第2次補正予算に伴う事業で、仕事確保は十分とは言えません。常任委員会で、また今の本会議でも、本市の事業は可能な限り取り組んでいるとの反対討論がありました。政府は自身が発表した3月の月例報告で、景気の基準判断を急速な悪化が続いており、厳しい状況にあるとし、今後、経済の動向は一層厳しくなる方向を認めており、今まで以上の仕事確保への支援が必要となってきます。

よって、請願第21-1号を賛成するものであります。以上です。

○議長（山本邦男君）

ほかに討論の通告はありません。

これで、討論を終了します。

これから、採決を行います。

採決は、分割して行います。

最初に、議案第2号、八街市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本邦男君）

起立全員であります。議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山本邦男君）

起立多数であります。議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、八街市一般職の職員の管理職手当等の特例に関する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長（山本邦男君）

起立多数であります。議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、落花生の郷やちまた応援寄附金によるまちづくり条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（山本邦男君）

起立全員であります。議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、八街市介護従事者処遇改善臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（山本邦男君）

起立全員であります。議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（山本邦男君）

起立全員であります。議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、財産の譲与についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（山本邦男君）

起立全員であります。議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（山本邦男君）

起立全員であります。議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、市道路線の変更についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本邦男君）

起立全員であります。議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、市道路線の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本邦男君）

起立全員であります。議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成20年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本邦男君）

起立全員であります。議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、平成20年度八街市老人保健特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本邦男君）

起立全員であります。議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、平成20年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山本邦男君）

起立多数であります。議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、平成20年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決しま

す。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本邦男君）

起立全員であります。議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、平成20年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本邦男君）

起立全員であります。議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、平成20年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（山本邦男君）

起立多数であります。議案第18号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、平成20年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本邦男君）

起立全員であります。議案第19号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、平成21年度八街市一般会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（山本邦男君）

起立多数であります。議案第20号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、平成21年度八街市国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長（山本邦男君）

起立多数であります。議案第２１号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２２号、平成２１年度八街市老人保健特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（山本邦男君）

起立全員であります。議案第２２号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２３号、平成２１年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長（山本邦男君）

起立多数であります。議案第２３号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２４号、平成２１年度八街市介護保険特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長（山本邦男君）

起立多数であります。議案第２４号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２５号、平成２１年度八街市学校給食センター事業特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長（山本邦男君）

起立多数であります。議案第２５号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２６号、平成２１年度八街市下水道事業特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（山本邦男君）

起立全員であります。議案第２６号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２７号、平成２１年度八街市水道事業会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（山本邦男君）

起立全員であります。議案第27号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、平成20年度一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長（山本邦男君）

起立多数であります。議案第28号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号、八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長（山本邦男君）

起立多数であります。議案第29号は、原案のとおり可決されました。

次に、請願第21-1号、地元中小業者の仕事確保に向けた支援を求める請願についてを採決します。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

この請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 少 数)

○議長（山本邦男君）

起立少数であります。請願第21-1号は、不採択と決定しました。

本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成21年3月第1回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は、終始熱心な審議を経て、すべての案件を議了し、ただいま閉会になりました。

執行部は、各議員から提出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう強く要望いたしまして、閉会のごあいさつといたします。

議員の皆様に申し上げます。

議会だより編集委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。長時間、ご苦勞さまでございました。

(閉会 午後 3時31分)

○本日の会議に付した事件

１．議案第２号から議案第２９号（議案第１２号を除く）

請願第２１－１号

委員長報告、質疑、討論、採決

.....

議案第２号	八街市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
議案第３号	八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第４号	八街市一般職の職員の管理職手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第５号	落花生の郷やちまた応援寄附金によるまちづくり条例の制定について
議案第６号	八街市介護従事者処遇改善臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
議案第７号	八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第８号	財産の譲与について
議案第９号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
議案第10号	市道路線の変更について
議案第11号	市道路線の認定について
議案第12号	平成２０年度八街市一般会計補正予算について
議案第13号	平成２０年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
議案第14号	平成２０年度八街市老人保健特別会計補正予算について
議案第15号	平成２０年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第16号	平成２０年度八街市介護保険特別会計補正予算について
議案第17号	平成２０年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算について
議案第18号	平成２０年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
議案第19号	平成２０年度八街市水道事業会計補正予算について
議案第20号	平成２１年度八街市一般会計予算について
議案第21号	平成２１年度八街市国民健康保険特別会計予算について
議案第22号	平成２１年度八街市老人保健特別会計予算について
議案第23号	平成２１年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について
議案第24号	平成２１年度八街市介護保険特別会計予算について
議案第25号	平成２１年度八街市学校給食センター事業特別会計予算について
議案第26号	平成２１年度八街市下水道事業特別会計予算について
議案第27号	平成２１年度八街市水道事業会計予算について

- 議案第28号 平成20年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第29号 八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 請願第21-1号 地元中小業者の仕事確保に向けた支援を求める請願について